

# 地 震 編



# 第1章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとした。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充てる。

## 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 防災関係機関の役割

#### 1 中央市

中央市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 市

市は、次の事項を実施する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるように、業務継続計画に基づき、体制を整備する。

##### (1) 地震災害予防対策

ア 地震防災に関する組織の整備

イ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓の伝承

ウ 大規模な地震防災訓練の実施

エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

- オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 建築物等耐震対策の強化促進
- キ 危険物等災害予防対策の推進
- ク 地震防災応急計画の作成指導
- ケ 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- コ 大震火災対策の推進
- サ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- シ アからサまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

## (2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 備蓄物資の放出及び知事に対する物資等の供給、斡旋要請
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒等の応急教育の実施
- ス 市の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

## (3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

## 2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

### (1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- シ 大震火災対策の推進
- ス 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- セ アからスまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

## (2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は地震予知に関する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒等の応急教育の実施
- ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

## (3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

## 3 指定地方行政機関

### (1) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- イ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
  - (ア) 預貯金等の中途解約等の特例措置
  - (イ) 手形交換の特例措置
  - (ウ) 休日営業の特例措置
  - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
  - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置

(カ) 保険料支払いの迅速化措置

ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付

(2) 関東農政局（甲府地域センター）

ア 主要食糧等の在庫状況把握

(3) 関東運輸局（山梨運輸支局）

ア 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立

イ 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立

(4) 東京管区气象台（甲府地方气象台）

ア 東海地震に関連する情報等の通報

イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表

ウ 地震情報の発表と伝達

エ 緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報、地震防災知識の普及

オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置

(5) 関東総合通信局

ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営

イ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し

ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）

エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(6) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）

ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導

イ 事業場内労働者の二次災害の防止

(7) 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、次の事項を行う。

ア 防災上必要な教育及び訓練

イ 通信施設等の整備

ウ 公共施設等の整備

エ 災害危険区域等の関係機関への通知

オ 官庁施設の災害予防措置

カ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等

キ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等

ク 建設機械の現況及び技術者の現況の把握

ケ 災害時における復旧資材の確保

コ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等

サ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄

シ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画

(ア) 地震防災応急対策に係る措置

(イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

(ウ) 中央防災会議主事会議の申し合わせ

(エ) 大規模な地震に係る防災訓練

(オ) 地震防災上必要な教育及び広報

ス 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

#### 4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

##### (1) 平素における準備

ア 防災関係資料の整備

イ 関係機関との連絡・調整

ウ 災害派遣計画の作成

エ 防災に関する教育訓練

オ その他

(ア) 防災関係資機材の点検・整備

(イ) 隊員の非常参集体制の整備

##### (2) 災害派遣の準備

ア 地震災害警戒本部会議への参加

イ 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達

ウ 災害派遣初動の準備

エ 災害等情報の収集

オ 通信の確保

カ 要請等の確認及び派遣要領の決定

##### (3) 災害派遣の実施

要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣

##### (4) 撤収及び撤収後の措置

#### 5 指定公共機関

##### (1) 東海旅客鉄道株式会社

ア 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達

イ 列車運転規制措置

ウ 旅客の避難、救護体制の確立

エ 列車の運行状況等の広報

オ 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制

カ 災害発生のおそれのある河川の水位観測

##### (2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）

ア 主要通信の確保

イ 通信疎通状況等の広報

ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配

エ 気象警報等の市への伝達

##### (3) 日本郵便株式会社（田富郵便局）

ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

- イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
  - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
  - オ 郵便局窓口業務の維持
  - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
  - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
  - ク 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (4) 日本赤十字社（山梨県支部）
- ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
  - イ 応援救護班の体制確立とその準備
  - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
  - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
  - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
  - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
  - キ 義援金の募集及び配分
- (5) 日本放送協会（甲府放送局）
- ア 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
  - イ 非常組織の整備
  - ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
  - エ 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道
- (6) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
- 管轄する高速道路等について、次の事項を行う。
- ア 東海地震等に関する情報の伝達
  - イ 利用者への広報
  - ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備
  - エ 緊急輸送を確保するための措置
- (7) 日本通運株式会社（山梨支店）
- ア 安全輸送の確保
  - イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
  - ウ 知事及び各機関からの車両借り上げ要請に対処しうる体制の確立
- (8) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
- ア 電力供給施設の災害予防措置
  - イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
  - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (9) 東京ガス山梨株式会社
- ア ガス供給施設の保安整備
  - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
  - ウ 被災地に対するガス供給体制の確立



## 6 指定地方公共機関

### (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）

- ア 地域住民に対する各種情報等の報道
- イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
- ウ 日本放送協会に準ずる措置

### (2) 輸送機関（山梨交通株式会社敷島営業所・皷沢営業所、社団法人山梨県トラック協会）

- ア 安全輸送の確保
- イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
- ウ 知事及び各機関からの車両借り上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備

### (3) ガス供給機関（(社)山梨県エルピーガス協会）

- ア ガス供給施設の保安整備
- イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
- ウ 被災地に対するガス供給体制の確立

### (4) 医師会（中巨摩郡医師会）

- ア 被災者に対する救護活動の実施
- イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

## 7 南甲府警察署

- ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
- イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
- ウ 被災者の救出、救護
- エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

### (1) 中巨摩東部農業協同組合、甲斐酪農協同組合、笛吹農業協同組合

- ア 農作物の災害応急対策の指導
- イ 被災農家に対する融資又は斡旋体制の確立
- ウ 農業生産資材等の確保、斡旋体制の確立
- エ 農作物の供給調整体制の確立

### (2) 中央市商工会

- ア 市が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
- イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立
- ウ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立

### (3) 病院等医療施設の管理者

- ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
- イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
- ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達

### (4) 社会福祉施設及び学校施設の管理者

- ア 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
- イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励

- ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
  - エ 災害時における入所者の保護及び指導
  - オ 火気使用及び実験学習の中止
  - カ 応急医薬品の整備
  - キ 避難設備の整備及び避難訓練の実施
  - ク 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
  - ケ 避難者の受け入れ準備
- (5) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、中央市社会福祉協議会）
- ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
  - イ ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保
- (6) 山梨県ボランティア協会
- ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
  - イ ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保
- (7) 公共施設等の施設管理者
- ア 避難訓練の実施
  - イ 災害時における応急対策

## 第2節 中央市の特質と過去の地震災害

一般災害編第1章第2節「中央市の概況」を準用する。

## 第3節 地震被害の想定

### 第1 調査の前提

#### 1 目的

平成12年に中央防災会議（内閣府）から、新たな東海地震の想定震源域が示されたことを機に、県は、次の理由でこの東海地震被害調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」にまとめ、公表した。

- ・想定震源域が見直されたことにより、山梨県内での想定震度と揺れ・液状化に伴う各種被害状況が前回実施した「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」と異なってくると考えられたこと。
- ・山梨県は27市町村中25市町村（平成22年3月8日現在）が震度6弱以上の揺れが想定される「東海地震防災対策強化地域」に指定されており、県内全域に大きな影響を及ぼすと考えられること。
- ・100～150年周期で発生すると考えられている東海地震であるが、前回の「安政東海地震」（1854年）から150年が経過しており切迫性が高いため、早急に対策を進める必要があること。
- ・国（内閣府）においても東海地震が広域に被害を及ぼすと考えられる海溝型地震であることから、地震防災対策強化地域をひとつの被災地とみなし、広域的な防災対制の確立に向けて、事前対策を早急に進めていること。

これらの理由から、調査を実施し、その成果を各防災関係機関が進める具体的な地震防災対策に資する基礎資料とする。

なお、本市に影響を及ぼす地震としては、東海地震のほか、南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）、山梨県内及び県境に存在する活断層による地震が考えられるが、これらの地震の被害想定については、資料編に掲載する「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」に定めるところによるものとする。

また、平成23年3月11日に発生した東北太平洋沖地震を教訓に、国は南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定を進めている。平成24年8月29日に公表された報告では、本市の最大震度は震度6強とされており、これまで想定されてきた震度6弱を上回る可能性が明らかになったことから、今後、市内での被害想定を再度行う必要がある。

資料編 ・ 「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」

P578

## 2 想定震度

被害想定的基础となる震度分布を詳細に検討するためには、多くの地盤データが必要であり、また甲府盆地は過去の地震災害の状況から、堆積盆地特有の地下構造が地表の揺れに影響を与えることも考えられる。以上のことから県地域建設事務所等のボーリングデータ約1,000本をはじめ、文献等を検討するとともに、平成13年～15年度に実施した「甲府盆地地下構造調査」成果を活用して地盤構造に関する基礎データ（地盤モデル）を整理した。

これらを基に、甲府盆地250mメッシュ、その他の地域500mメッシュ単位に地震動計算を行った。

具体的には、中央防災会議での地震波形データを入手し、地盤モデルに基づいて計測震度等を算出し、中央防災会議の計算結果（1kmメッシュ）も検討・考慮した結果、原則として震度の異なるメッシュにおいて、その最大値を選択した（安全側の選択）。

## 3 想定ケース

被害の様相が異なることが想定される代表的な季節、時間帯を前提条件として想定した。

- 想定地震：東海地震（マグニチュード8.0、地震動計算には最も山梨県に被害を及ぼすことが想定される地震の発生パターン「D I」モデル（中央防災会議）を採用）
- 地震発生時刻：①冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるケース）②春秋の昼12時（関東大震災と同様のケース）③冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）を想定した。
- 予知について：地震発生時刻①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発生した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

## 第2 地震動・液状化

地震動については田富、玉穂、豊富の順に震度6弱地域が多く、豊富、玉穂、田富の順に震度5強地域が多くなっている。また、液状化危険度については、田富地区では「危険度大」から「危険度極小」まで、玉穂地区では「危険度大」と「危険度極小」、そして豊富地区では北部が「危険度大」と「危険度極小」、南部は「対象外」という想定結果になっている。

## 第3 建物被害

本市では、地震動により、多くの建物被害が発生するものと想定され、中でも木造建物の被害が大きく市内木造建物の約15%が全壊、半壊等の被害を受けるものとされている。

なお、本市は、液状化の危険性が指摘されており、揺れそのものによるものだけでなく、液状化

による建物被害も多く発生するものと想定されている。

### 1 市の建物棟数

地 区	棟 数 (棟)					
	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
田 富	5,401	100	722	725	72	7,020
玉 穂	2,479	94	532	240	122	3,467
豊 富	1,308	58	132	67	61	1,626

注：固定資産課税台帳より

### 2 揺れ・液状化による被害棟数

地 区		棟 数 (棟)						被 災 率 (%)					
		木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
田 富	全壊	91	1	14	16	2	124	1.7	1.0	1.9	2.2	2.8	1.8
	半壊	469	3	41	29	13	555	8.7	3.0	5.7	4.0	18.1	7.9
	大破	64	1	12	11	1	90	1.2	0.9	1.7	1.5	1.4	1.3
	中破	133	2	21	22	2	180	2.5	1.7	2.9	3.0	3.2	2.6
玉 穂	全壊	43	1	10	5	2	61	1.7	1.1	1.9	2.1	1.6	1.8
	半壊	231	3	29	11	10	284	9.3	3.2	5.5	4.6	8.2	8.2
	大破	30	1	9	3	1	44	1.2	1.0	1.7	1.3	1.1	1.3
	中破	63	2	15	6	3	89	2.6	1.8	2.7	2.6	2.1	2.6
豊 富	全壊	40	0	2	1	1	44	3.1	0.0	1.5	1.5	1.6	2.7
	半壊	245	2	8	3	12	270	18.7	3.4	6.1	4.5	19.7	16.6
	大破	11	0	2	1	0	14	0.9	0.5	1.1	1.2	0.7	0.9
	中破	32	1	3	2	1	38	2.4	1.4	2.0	2.5	1.8	2.3

### 3 揺れによる被害棟数

地 区		棟 数 (棟)						被 災 率 (%)					
		木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
田 富	全壊	36	0	5	9	1	51	0.7	0.0	0.7	1.2	1.4	0.7
	半壊	358	2	27	16	11	414	6.6	2.0	3.7	2.2	15.3	5.9
	大破	9	0	3	4	0	17	0.2	0.1	0.4	0.6	0.3	0.2
	中破	22	0	7	9	1	39	0.4	0.4	0.9	1.2	1.0	0.6
玉 穂	全壊	17	0	3	3	1	24	0.7	0.0	0.6	1.2	0.8	0.7
	半壊	179	2	18	6	8	213	7.2	2.1	3.4	2.5	6.6	6.1
	大破	4	0	2	1	0	7	0.2	0.1	0.3	0.3	0.2	0.2
	中破	11	1	4	2	1	18	0.5	0.5	0.7	0.7	0.4	0.5
豊 富	全壊	36	0	1	1	1	39	2.8	0.0	0.8	1.5	1.6	2.4
	半壊	237	2	7	3	12	261	18.1	3.4	5.3	4.5	19.7	16.1
	大破	7	0	1	1	0	9	0.6	0.2	0.6	0.9	0.5	0.6
	中破	23	1	2	1	1	27	1.8	0.9	1.1	1.9	1.3	1.7

#### 4 液状化による被害棟数

地区		棟数(棟)						被災率(%)					
		木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
田富	全壊(=大破)	55	1	9	7	1	73	1.0	1.0	1.2	1.0	1.4	1.0
	半壊(=中破)	111	1	14	13	2	141	2.1	1.0	1.9	1.8	2.8	2.0
玉穂	全壊(=大破)	26	1	7	2	1	37	1.0	1.1	1.3	0.8	0.8	1.1
	半壊(=中破)	52	1	11	5	2	71	2.1	1.1	2.1	2.1	1.6	2.0
豊富	全壊(=大破)	4	0	1	0	0	5	0.3	0.0	0.8	0.0	0.0	0.3
	半壊(=中破)	8	0	1	0	0	9	0.6	0.0	0.8	0.0	0.0	0.6

#### 5 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、全ての建物が耐震補強・建替がなされ、新耐震基準並の強度をもつようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果をみることにした。

対策効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は次のとおりである。

地区	対策時の全壊棟数(棟)						対策による全壊棟数の低減効果(%)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
田富	13	0	2	6	0	21	36	0	40	67	0	41
玉穂	6	0	2	2	0	10	35	0	67	67	0	42
豊富	6	0	1	1	0	8	17	0	100	100	0	21

このように全体としては、全壊棟数は対策前の約35%にまで減少する。これは、構造の大部分を占める木造建物の全壊棟数が対策前の約29%にまで低減していることが影響している。建物の耐震対策は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化を実施することで大きく被害を軽減することができることを示している。

#### 第4 火災

冬5時及び春秋12時に地震が発生した場合には、出火する可能性は極めて低いと想定されている。

冬18時は暖房器具が利用される冬季で、かつ最も調理器具が利用される時間であるため1件が出火、炎上する。大規模な延焼火災は発生しないものの、5棟もの焼失被害が発生するものと想定されている。

予知ありの場合は、火気器具や電熱器具等の使用が差し控えられるため、出火する可能性は極めて低いものと想定されている。

	全出火件数	炎上出火件数		消火件数	焼失棟数
		木造	非木造		
冬5時	0	0	0	0	0
春秋12時	0	0	0	0	0
冬18時	1	1	0	1	5
予知あり	0	0	0	0	0

(田富、玉穂、豊富の各地区共通)

## 第5 ライフライン被害

### 1 上水道施設

#### (1) 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりである。

配水管被害は、120.7か所 (0.67か所/km) で発生すると想定される。

地区	配水管延長 (km)	被害箇所数 (か所)	被害率 (か所/km)
田 富	92.7	62.7	0.68
玉 穂	52.5	26.0	0.49
豊 富	36.2	32.0	0.88

注：施設延長は、平成14年度水道統計調査より

#### (2) 機能支障

上水道における機能支障（断水）は、発生直後の断水戸数は約10,908戸（約90.4%）とほぼ全戸で断水が想定され、発生1週間後でも約941戸（約7.8%）と高い断水率が想定されている。

地区	需要家数 (戸)	断水需要家数 (戸)				断水率 (%)			
		直後	1日後	2日後	1週間後	直後	1日後	2日後	1週間後
田 富	6,731	6,182	4,533	4,470	455	91.8	67.3	66.4	6.8
玉 穂	4,224	3,683	2,486	2,439	208	87.2	58.9	57.8	4.9
豊 富	1,103	1,043	814	806	278	94.6	73.8	73.1	25.2

注：需要家数（給水戸数）は、平成16年度末現在

#### (3) 復旧日数

全県的な復旧には約1か月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1か月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

### 2 都市ガス

#### (1) 機能障害

都市ガスは、田富・豊富地区における需要家数はなく、玉穂地区のみの需要となる。都市ガ

スの供給停止需要家数は、約510戸（約90.2％）と想定される。なお、玉穂地区は震源地に近く、県内でも供給停止率が高い。

地区	需要家数（戸）	都市ガス供給停止 需要家数（戸）	都市ガス供給停止 率（％）
田 富	0	0	—
玉 穂	510	460	90.2
豊 富	0	0	—

注：震度6以上で都市ガス供給停止があると仮定し、各地区における震度6弱以上比率を基に算出。

## (2) 復旧日数

復旧はLPガスに比べると遅く、全県的な復旧日数は約1か月と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1か月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

## 3 LPガス

### (1) 機能障害

LPガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む。）は、約1,128戸（約10.8％）と想定される。LPガスは主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、建物被害と似た傾向となっている。

地区	LPガス需要家数 （戸）	要点検需要家数 （戸）	LPガス機能 支障率（％）
田 富	5,622	543	9.7
玉 穂	3,769	373	9.9
豊 富	1,084	212	19.5

注：全世帯数から都市ガス需要家数を差し引いたものをLPガス需要家数とした。

### (2) 復旧日数

復旧は都市ガスに比べると早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1～2週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

## 4 電力施設

### (1) 物的被害

電力施設における物的被害は地中配電線約13.6km（約0.46％）、電柱約78基（約0.71％）、架

空配電線約1.1km（0.32%）と想定される。

地区	地中配電線			電柱			架空配電線		
	地中配電線 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被害率 (%)	架空配電線 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
田 富	7.0	0.0	0.47	5,583	37	0.67	174.4	0.5	0.28
玉 穂	5.3	0.0	0.55	4,250	34	0.80	132.7	0.5	0.34
豊 富	1.3	0.0	0.37	1,077	7	0.61	33.6	0.1	0.27

## (2) 機能支障

電力施設における機能支障は10,453戸（約64.9%）で、市の半数に停電被害が発生するものと想定される。

地区	需要家契約 口数（口）	停電需要家契約 口数（口）	停電率 (%)
田 富	8,239	5,155	62.6
玉 穂	6,271	4,356	69.5
豊 富	1,589	942	59.3

注：需要家契約口数は、全県における一般家庭需要家契約口数（平成16年2月末現在）を基に、世帯数により市町村毎に配分した。

## (3) 復旧日数

復旧は他のライフラインに比べ早く、全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約5日

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

## 5 電話通信

### (1) 一般電話

#### ア 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル約0.4km（約0.46%）、電柱約106本（約0.71%）、架空ケーブル約0.9km（約0.29%）と想定される。一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりであるが、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

地区	地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
	地中ケーブル 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
田 富	40.1	0.2	0.47	7,612	50.6	0.67	164.0	0.4	0.27
玉 穂	30.5	0.2	0.55	5,794	46.5	0.80	124.8	0.4	0.33
豊 富	7.7	0.0	0.37	1,468	8.9	0.61	31.6	0.1	0.26

注1：電話通信設備量は、平成15年3月末現在

注2：電柱本数は、NTT交換ビル別電柱本数を基に市町村別値を推定



## イ 機能支障

通話機能支障件数は、1,272件（約8.6%）と想定される。

地 区	加入件数 (件)	通話機能支障件数 (件)	通話機能支障率 (%)
田 富	7,593	607	8.0
玉 穂	5,779	558	9.7
豊 富	1,464	107	7.3

注：加入件数は、全県における加入件数（平成15年3月末現在）を基に、世帯数により市町村毎に配分した。

## ウ 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

## (2) 携帯電話

携帯電話の契約口数は、年々増加傾向にあるが、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる。（仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日程度で可搬式基地局を設置し機能回復を図ることも可能と考えられる。）携帯電話は無線と有線の併用による通信システムであることから、一般電話と比較した場合、地震による影響は受けにくいシステムではあるが、完全な無線通信ではないことから基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。

阪神・淡路大震災、芸予地震、新潟県中越地震等過去の事例から判断しても、携帯電話は一般電話と同様に激しい輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。しかし、東日本電信電話(株)による災害伝言ダイヤル（171）やNTTドコモ、au by KDDI（エーユー バイ ケーディディアイ）、SOFTBANK MOBILE（ソフトバンク モバイル）、WILLCOM（ウィルコム）による災害伝言板サービス等の運用は災害時において安否情報の確認等に大きな効果を発揮すると考えられる。

## 6 下水道

下水道施設における物的被害・機能支障の想定結果は次のとおりである。

液状化による管きよ被害により、土砂堆積が2.5km、排水困難となる下水道機能支障人口が約524人（約3.7%）と想定される。

(1) 物的被害・機能支障

地区	下水道管きょ延長 (分流汚水・合流)	土砂堆積延長 (被害率)	下水道処理区域人口	下水道機能 支障人口 (被害率)
田 富	32.4km	1.2km (3.8%)	8,865人	340人 (3.8%)
玉 穂	35.5km	1.3km (3.5%)	5,194人	184人 (3.5%)
豊 富	0.0km	0.0km (—)	0人	0人 (—)

(2) 復旧日数

全県的な復旧には約1か月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1か月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

## 第6 交通施設等被害

### 1 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

本市で第1次緊急輸送道路に指定されている国道140号、甲府市川三郷線、韮崎南アルプス中央線、甲府中央右左口線、甲斐中央線では、全てランクBとなっている。

#### 道路の利用可能想定結果に関するランク分類

ランクAA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送に重要な影響が発生する可能性がある区間
ランクA	大規模な被害が発生する可能性がある区間あるいはかなりの確立で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
ランクB	軽微な被害が発生する可能性がある区間あるいはまれに被害が発生する可能性ある区間
ランクC	被害が発生する可能性がほとんどない区間

### 2 鉄道施設

地震時における身延線の鉄道施設について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

本市域では、ランクBとなり、大規模な被害は発生しないものの、近隣の区域等でランクAが想定されており、通行に支障がでるものと想定される。

### 3 河川

山梨県の主要河川（平水時の河川幅が5メートル以上の河川を対象）について、液状化、斜面崩壊による影響可能性について想定を行った。本市の笛吹川の全域及び釜無川流域の一部で液状化の危険性が指摘されている。笛吹川流域では液状化による影響で河川堤防等に被害が発生する可能性がある。増水時と重なった場合には浸水被害等に発展する可能性がある。しかし、甲府盆地内の表層地質は液状化が発生する危険度が高いといっても、河口の埋立地のような大規模な液

状況が発生する危険度は低く、河川堤防の被害もそれほど大きくないと想定される。

## 第7 人的被害

### 1 死傷者

最大ケースの建物被害による死傷（朝5時、予知なしの場合）では、死者約6人、重傷者約17人、軽傷者約148人と想定される。建物被害に起因する死傷が要因としては最も割合が高く、次いで火災の順となっている。

また、予知があった場合、大幅に死傷者が減少し、予知によって事前に的確な行動がとれることで半数以上に被害を低減することができると考えられる。

#### (1) 建物被害、火災、斜面崩壊による死傷

(単位：人)

地区			5時			12時			18時		
			死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
田	被害建物	東海地震予知なしケース	3	7	66	2	5	49	2	5	47
		東海地震予知ありケース	1	3	25	1	2	19	1	2	18
	火災	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	1	1	1
		東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	崩斜面	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	東海地震予知なしケース	3	7	66	2	5	49	3	6	48	
	東海地震予知ありケース	1	3	25	1	2	19	1	2	18	
玉穂	被害建物	東海地震予知なしケース	1	5	42	2	4	34	2	4	33
		東海地震予知ありケース	1	2	16	1	1	13	1	1	13
	火災	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	1	1	1
		東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	崩斜面	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	東海地震予知なしケース	1	5	42	2	4	34	3	5	34	
	東海地震予知ありケース	1	2	16	1	1	13	1	1	13	
豊富	被害建物	東海地震予知なしケース	2	5	41	1	3	28	1	3	27
		東海地震予知ありケース	1	2	16	1	1	11	1	1	10
	火災	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	1	1	1
		東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	崩斜面	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	東海地震予知なしケース	2	5	41	1	3	28	2	4	28	
	東海地震予知ありケース	1	2	16	1	1	11	1	1	10	

#### (2) 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替による耐震化
- ・斜面の対策工の実施
- ・家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を対策前と比べ大幅に低減することが可能である。建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、対策前の半数以下に被害を低減することができるものと考えられる。

(単位：人)

地 区		5時			12時			18時		
		死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数
田 富	東海地震予知なしケース	1	2	17	2	1	13	3	2	13
	東海地震予知ありケース	1	1	7	1	1	5	1	1	5
玉 穂	東海地震予知なしケース	1	2	12	1	1	10	2	2	10
	東海地震予知ありケース	1	1	5	0	1	4	0	1	4
豊 富	東海地震予知なしケース	1	1	7	0	1	5	1	2	6
	東海地震予知ありケース	1	1	3	0	1	2	0	1	2

## 2 要救助者

最大ケースの（昼12時、予知なしの場合）要救助者数は約27人と想定され、また、同様の時間帯の予知ありの場合では約10人と想定される。

朝5時においては木造建物における要救助者が最も高く、昼間の時間帯は非木造建物での要救助需要も高くなる。非木造建物の救助活動は木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間及び夜間の場合には、非木造建物を中心に困難性は増す可能性がある。また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間で多くの生き埋め者を救助することが可能である。

(単位：人)

地 区		5時			12時			18時		
		木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
田 富	東海地震予知なしケース	11	3	14	3	12	15	3	11	14
	東海地震予知ありケース	4	1	5	1	4	5	1	4	5
玉 穂	東海地震予知なしケース	7	1	8	2	5	7	2	5	7
	東海地震予知ありケース	3	1	4	1	2	3	1	2	3
豊 富	東海地震予知なしケース	10	1	11	2	3	5	2	3	5
	東海地震予知ありケース	4	1	5	1	1	2	1	1	2

### (1) 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替による耐震化
- ・斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで対策前の約3分の1にまで要救助者数を低減することが可能である。

(単位：人)

地 区		5時			12時			18時		
		木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
田 富	東海地震予知なしケース	4	1	5	1	4	5	1	4	5
	東海地震予知ありケース	1	1	2	1	2	3	1	2	3
玉 穂	東海地震予知なしケース	2	1	3	1	3	4	1	3	4
	東海地震予知ありケース	1	1	2	1	1	2	1	1	2
豊 富	東海地震予知なしケース	2	1	3	1	2	3	1	2	3
	東海地震予知ありケース	1	1	2	1	1	2	1	1	2

## 第8 生活支障

### 1 滞留旅客、帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の想定結果は次のとおりである。本市では県の想定する「峡中圏域」内の5か所の観光地区分から「釜無川沿岸」を対象に検討するものとする。

2月、4月、8月に観光客が多く、特に2月の昼間に東海地震が発生した場合には、約2,140人、夜間の場合でも約164人の滞留旅客が発生するものと想定される。

#### 峡中圏域（釜無川沿岸）

(単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間（10時～18時）	655	2,140	636	1,132	694	593	611	1,110	690	836	911	561
夜間（18時～翌10時）	154	164	202	166	157	148	165	245	160	171	176	153

### 2 医療機能支障

東海地震が発生した場合、震源に近いため、本市の属する峡中医療圏では多くの死者・重傷者が発生し、現状の医療体制では対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となるが、県全体としても手術・入院を要するような重傷患者対応は困難となり、東京都等県外へ搬送する必要が生じる。また、外来患者対応においても、対応が困難となる可能性がある。

(1) 医療需給過不足数（要転院患者数含む）

(単位：人)

地区	対応可能 入院重傷 患者数	要転院患 者数	重傷者数 +病院死者数 (5時)	対応可能外 来患者数	軽傷者数 (5時)	医療需給過不足数		患者受入倍率	
						入院患者 対 応	外来 対 応	入院患者 対 応	外来 対 応
田富	2	1	10	0	66	-9	-66	5.50	—
玉穂	64	65	6	510	42	-7	468	1.11	0.08
豊富	0	0	7	0	41	-7	-41	—	—

注1：要転院患者数の想定的前提

- 被災した医療機関における入院患者のうち、高度な治療を要する転院の必要な患者の割合を50%とする。残り50%は病院のスペースや施設外で対応すると仮定
- 医療機関の施設も地域内の他の建築物と同比率で被害を受けると仮定（RC造建物被害率と同じとし

た。)

- ・当該地区の焼失棟数率と同率の被害を受けると仮定
- ・ライフライン機能低下による医療機能低下としては、断水（あるいは停電）した場合、震度6強以上地域では医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定

注2：医療需給過不足数の想定的前提

- ・発生患者は負傷者発生市町村の医療機関で対応するものとした。
- ・要転院患者数の想定と同様の考え方で、医療機関の建物被害やライフライン機能低下による医療低下率を仮定した。
- ・医療機関側の医療供給量は、重傷者の場合は一般病床数、軽傷者の場合は平常時の外来患者数を基にした。
- ・重傷者対応の場合の需要発生数は重傷者数+医療機関での死者数とした（医療機関での死者は阪神・淡路大震災では全死者数の10%であったが、ここでは安全側に考え100%とした。）。
- ・震後の新規外来需要発生数は軽傷者数とした。
- ・死傷者数は地震が冬5時に発生した場合のものを用いた。時間帯が夜間等になると、医師等が参集困難となる状況が考えられるが、本想定では医師等スタッフがいる状況下を前提としている。

### 3 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で約7,788人（約2,760世帯）、1週間後で約3,218人（約1,104世帯）、1か月後で約802人（約288世帯）と想定される。これらの住居制約者全員が避難所に避難することを考えた場合、もし避難所が全て被害なく使えると仮定すると、発災1日後から全員の収容が可能となる。

また、発災1か月以降の応急仮設住宅需要は約217戸と想定される。

#### (1) 短期的住機能支障

##### ア 短期的住機能支障想定結果

(単位：人（世帯）)

地区		避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
		大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計
田	発災1日後	144 (49)	138 (47)	2,543 (856)	2,825 (952)	78 (26)	75 (25)	1,369 (461)	1,522 (512)	222 (75)	213 (72)	3,912 (1,317)	4,347 (1,464)
	発災1週間後	144 (49)	138 (47)	692 (233)	974 (329)	78 (26)	75 (25)	373 (126)	526 (177)	222 (75)	213 (72)	1,065 (359)	1,500 (506)
	発災1か月後	144 (49)	138 (47)	0 (0)	282 (96)	78 (26)	75 (25)	0 (0)	153 (51)	222 (75)	213 (72)	0 (0)	435 (147)
玉	発災1日後	96 (40)	87 (36)	1,389 (569)	1,572 (645)	52 (21)	47 (19)	748 (306)	847 (346)	148 (61)	134 (55)	2,137 (875)	2,419 (991)
	発災1週間後	96 (40)	87 (36)	315 (129)	498 (205)	52 (21)	47 (19)	169 (69)	268 (109)	148 (61)	134 (55)	484 (198)	766 (314)
	発災1か月後	96 (40)	87 (36)	0 (0)	183 (76)	52 (21)	47 (19)	0 (0)	99 (40)	148 (61)	134 (55)	0 (0)	282 (116)

豊	発災1日後	28 (8)	27 (8)	609 (182)	664 (198)	15 (5)	15 (4)	328 (98)	358 (107)	43 (13)	42 (12)	937 (280)	1,022 (305)
	発災1週間後	28 (8)	27 (8)	564 (168)	619 (184)	15 (5)	15 (4)	303 (91)	333 (100)	43 (13)	42 (12)	867 (259)	952 (284)
富	発災1か月後	28 (8)	27 (8)	0 (0)	55 (16)	15 (5)	15 (4)	0 (0)	30 (9)	43 (13)	42 (12)	0 (0)	85 (25)

イ 避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

(単位：人)

地区	避難所収容人数	避難所人口 (1日後)	避難所人口 (1週間後)	避難所人口 (1か月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
					1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
田富	2,796	2,825	974	282	-29	1,822	2,514	1.01	0.35	0.10
玉穂	3,150	1,572	498	183	1,578	2,652	2,967	0.50	0.16	0.06
豊富	879	664	619	55	215	260	824	0.76	0.70	0.06

注：想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所外避難の比率を基に配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所は全て震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

ウ 避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

(単位：人)

地区	避難所収容人数	住居制約者数 (1日目)	住居制約者数 (1週間後)	住居制約者数 (1か月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
					1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
田富	2,796	4,347	1,500	435	-1,551	1,296	2,361	1.55	0.54	0.16
玉穂	3,150	2,419	766	282	731	2,384	2,868	0.77	0.24	0.09
豊富	879	1,022	952	85	-143	-73	794	1.16	1.08	0.10

注：想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所外避難の比率を基に配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所は全て震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

(2) 中長期的住機能支障

(単位：世帯)

地区	中期的住機能支障	長期的住機能支障			
	応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建替	自宅改修・修理
田富	103	66	10	16	2
玉穂	81	52	8	13	2
豊富	33	21	3	5	1

(3) 食料・飲料水需要量

食料需要量については、(1)のウの表の住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）＝食料需要者数と考えて、1人1日3食×3日間を前提とし、1日当たりの需要量を算出した。本市では発災後1日分の食料として、23,364食が必要となる。

飲料水については、本市では発災当日に28トン、2日目に5トン、3日目に4トンの不足が生じるものと想定されている。

地区	食料需要量	飲料水過不足量		
	[直後数日] (1日当たり食分)	当日	2日目	3日目
田富	13,041	-46トン	-34トン	-33トン
玉穂	7,257	-27トン	-18トン	-18トン
豊富	3,066	45トン	47トン	47トン

注：飲料水過不足量の想定的前提

- ・給水の対象は断水地域の人口とした。
- ・給水必要量は3日目までは1人1日当たり3リットルとした。
- ・飲料水の供給量は市町村による応急給水量とした。市町村による供給量は、配水池の貯水量を上限とし、1日当たりの供給量は各市町村別の給水車及び給水タンク、貯水のう・ポリタンクによる1日の水輸送可能量（1日5回の輸送を想定）とした。

#### 4 清掃・衛生支障

##### (1) 仮設トイレ需要量

多くの住居制約者が発生した地域を中心に仮設トイレ需要が発生し、本市では発災1日後に41基、1週間後には18基の仮設トイレの需要が発生するものとされている。

なお、全県的には仮設需要に対応できるだけの仮設トイレ備蓄があるため、不足する市町村への備蓄トイレやレンタルトイレの輸送を実施し賄うことが可能であるが、仮設トイレを設置した場合、汚物回収が混乱する可能性があり、対策を講じる必要がある。

地区	1日後	1週間後
田富	26基	11基
玉穂	14基	6基
豊富	1基	1基

##### (2) 住宅・建築物系のがれき

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系のがれきや公益公共系のがれきが発生する。住宅・建築物系のがれき量は約62,800トン（65,700m<sup>3</sup>）と想定される。

地区				
	合計	木造被害による	非木造被害による	焼失による
田富	37,900トン (39,200m <sup>3</sup> )	11,800トン (22,400m <sup>3</sup> )	26,000トン (16,600m <sup>3</sup> )	100トン (200m <sup>3</sup> )
玉穂	19,300トン (19,500m <sup>3</sup> )	5,600トン (10,600m <sup>3</sup> )	13,600トン (8,700m <sup>3</sup> )	100トン (200m <sup>3</sup> )
豊富	5,600トン (7,000m <sup>3</sup> )	2,600トン (4,900m <sup>3</sup> )	2,900トン (1,900m <sup>3</sup> )	100トン (200m <sup>3</sup> )



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

### 第2節 地震に強いまちづくりの推進

(危機管理課、消防団、建設課、消防本部)

市は、関係機関と協力して、道路、公園等の骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

#### 第1 道路施設等の対策

「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」の調査結果では、本市（特に南部地域）は、大規模地震発生時における液状化の危険性が指摘されている。

地盤の液状化による道路施設等の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置にあたっては、当該地盤の特性を考慮して必要により地盤改良等により液状化の発生自体を防止する対策、基礎杭の打設等構造設計により液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するものとする。

また、県が実施した地震被害想定調査によると、中央自動車道はいずれの想定地震とも震度が大きい甲府盆地においては、橋梁・高架橋の橋脚・橋台の損傷、桁ずれ、盛土・切土の崩壊、土留擁壁変状、段差の発生等により不通区間が多く発生するとされる。

さらに、一般道路も甲府盆地において陸橋の橋脚・橋台の損傷や桁ずれによる被害が多く発生するとされる。また、「釜無川断層地震」、「藤の木愛川断層地震」、「曾根丘陵断層地震」、「糸魚川―静岡構造線地震」では、これらの被害のほか耐震補強の完了していない橋梁では落橋被害も発生し、また広範囲に液状化が発生し、路面の陥没や段差が生ずるため通行に支障が発生するとされる。

市の管理する道路・橋梁等の施設については、引き続き計画的に耐震性の確保対策、安全確保対策等を推進していくものとする。

#### 1 道路の整備

市長は、地震発生時における道路機能を確保するため、市道について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

また、国道及び県道については、県に実施推進を要請する。

#### 2 橋梁の整備

市長は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後、新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

### 3 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取り付け部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とする場合は、速やかに工事を実施する。

### 4 都市計画道路の建設推進

地震の規模が甚大であるほど、緊急啓開道路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、都市計画道路の早期実現の推進を図っていく。

## 第2 河川等の対策

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。

### 1 河川管理施設の整備

地震発生後直ちに管理施設の点検調査を行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

### 2 ため池等の対策

ため池は、災害の際に決壊流失すると人畜、家屋等に極めて甚大な被害をもたらすため、管理団体と協議し亀裂又は漏水について常に点検を行い、適切な維持管理で予防に万全を期す。

## 第3 土砂災害危険箇所対策

県は、地震を誘因とした崖崩れ等に備えるため、土砂災害危険箇所について、引き続き実態調査に努めるものとする。また、市は、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努める。

### 1 土石流危険渓流の災害防止

土石流危険渓流の調査によると、平成25年10月22日現在、市内に15か所の土石流危険渓流があることから、危険が予想される渓流に対し、砂防ダム、流路工等一連の砂防事業を積極的に推進し、地域の安全と避難路及び緊急輸送道路の確保を図る。

### 2 急傾斜地等災害危険地の災害防止

知事は、急傾斜地崩壊危険箇所の調査と市長の意見に基づき、危険箇所のうち、危険度が高く地域住民の協力が得られるものから、順次「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域として指定を行うものとする。

市内に指定した区域は、平成25年10月現在12か所であるが、危険箇所については、引き続き対象区域に指定していく。

指定区域には、標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、崩壊危険区域の保全を図る。

また、崖崩れを誘発又は助長させるおそれのある行為を規制し、崖地の安全を図る。

崩壊防止工事については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく工事採択基準に適合し、土地所有者等が施工することが困難又は不相当と認められるもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるところから、県防災事業として施工する。

### 3 土砂災害危険箇所における警戒・避難対策

県は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害危険箇所については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定するよう、市町

村等を指導するものとする。

(1) 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

(2) 避難収容施設の指定

ア 事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設を併せて指定する。

イ 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

(ア) 地域の実状を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。

(イ) 事前避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。

(ウ) 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

(3) 避難路の設定

ア 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。

イ 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。

(ア) 避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。

(イ) 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

(ウ) その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

4 地域住民への周知

市及び県は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等、印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

## 第4 液状化対策計画

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、市は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

県は、液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページ等に掲載して、情報提供を行う。また、市は液状化の危険性、液状化対策の必要性を啓発し、市民の自主的な被害防止対策の実施を促進する。

## 第5 住宅地対策

1 住宅地の整備

市は、狭隘で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施する等健全な住宅地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、住宅地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやス

ポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も公園の新設を推進し、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

## 第6 延焼予防対策の推進

### 1 初期消火体制の確立

- (1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、各地区の自主防災会と連携した初期消火体制の確立を図る。
- (2) 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。
- (3) 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。
- (4) 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立てる。
- (5) 自主防災会ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

### 2 緑化の推進

#### (1) 緑地、オープンスペースの確保

人口流入が続くリバーサイド第三地区、医大南部地区を中心に、住宅の密集した地区や住工混在のみられる地域の緑化を促進する。

#### (2) 避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を生かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

#### (3) 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

## 第3節 消防予防計画

### (危機管理課、消防本部、消防団)

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第5節「消防予防計画」の定めるところによる。

## 第1 消防力の充実整備

市は、警戒宣言発令時、又は地震発生時に速やかに班を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

## 第2 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大規模地震対策特別措置法第8条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

## 第3 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物より住民を救出するため、次の計画を作成する。

### 1 救出資機材の整備

- (1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、レスキューキット、ポートパワー、ジャッキ等の救出機材とともに、酸素呼吸器、タンカ等の救護に必要な資機材の整備に努める。
- (2) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には市有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。
- (3) 自主防災会の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材を取り入れるように指導する。

### 2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

- (1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立
- (2) 甲府地区広域行政事務組合消防本部南消防署との連携方法
- (3) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速な参集体制の確立

## 第4 大震火災対策の推進

大地震の発生によって家屋、橋梁、道路等が破壊され多くの被害を生ずるほか、火災による被害も予想される。したがって、これを予防及び軽減するため次の事項を基本にして地域の実情に即した効果的な予防対策を樹立するものとする。

### 1 被害想定を作成

大震火災における消火救援等の各種対策を樹立するにあたり、まずその対策の前提となる大震火災の被害を想定し、地盤調査、耐震耐火建造物の調査、過去の地震被害等を基にして、家屋倒壊予想、家屋の焼失、延焼予想、水道、電気及び通信の被害予想、道路及び交通機関の被害予想、消防活動の障害の予想等、大震火災の原因の関係ある事項を加味し作成する。

### 2 初期消火体制の確立

大地震直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能等の悪条件下で初期消火の目的を十分発揮す

るため、防火用水、水バケツ、消火器等を整備するとともにその体制を確立する。特に、住民の初期消火活動が行われるよう指導する。

また、消防本部、消防団及び自主防災会の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

### 3 可搬式小型動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式小型動力ポンプの配置を計画的に行う。

### 4 消防水利の強化

(1) 市は、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

(2) 市は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、池等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進めるものとする。

また、消防水利の位置が地域住民に明確化できるよう、消防水利の表示等を行う。

<b>資料編</b> ・ 消防力の現況
---------------------

P 508
-------

### 5 破壊消防等による防ぎょ線の設定等

被害想定を基にし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画を立てる。

### 6 避難場所の設定、適正な避難の勧告・指示及び誘導方法の確立

被害想定を基にし、安全な避難場所を設定して住民にその場所を周知徹底させる。また、被災者への避難の勧告・指示及び誘導についてその時期、方法、範囲、実施責任者等を具体的に検討し避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び自主防災会を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。

### 7 応援協力体制の整備

本市は、近隣市町村と消防相互応援協定を締結しているが、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

<b>資料編</b> ・ 消防相互応援協定
-----------------------

P 382
-------

・ 中央自動車道消防相互応援協定書
-------------------

P 383
-------

### 8 通信連絡体制の整備

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信利用の検討、ヘリコプター基地の確保、照明機材の整備を図る。

### 9 大震火災訓練の実施

大震火災における消火、破壊、救助、通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画を基にした実践的な防災訓練を実施する。特に、自主防災会を中心とした一般住民の参加を求めて、震災時における初期消火、避難等を身をもって体験するように計画する。

## 第5 家庭に対する指導

市は、自主防災会等をとおして、また南消防署の協力を得て、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 地震防災に関する知識の習得
- 2 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

#### **第6 防火対象物の防火体制の推進**

- 1 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したときに危険が大きい。  
このため、甲府地区消防本部は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図る。
- 2 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うものとする。
- 3 防火対象物について、甲府地区消防本部は、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。
- 4 甲府地区消防本部は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

#### **第7 危険物等の保安確保の指導**

甲府地区消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

#### **第8 防火防災思想、知識の普及強化**

市は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

### **第4節 生活関連施設の安全対策推進計画**

**(水道課、日本電信電話(株)山梨支店、下水道課、東海旅客鉄道(株)、  
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、東京ガス山梨(株))**

上水道、下水道、電気、交通、電話、通信等の生活を支えるシステムの損壊は、被災者の日常生活に大きな支障が生じるだけでなく、ガス漏れのところに電気が復旧したための火災の発生等、ライフライン関係機関相互の連携も重要であり、各施設の耐震性の向上や復旧の迅速化を推進するとともに、各家庭での簡易ガスボンベの固定等、火災発生要因の除去を図る。

## 第1 上水道施設安全対策

水道課は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

### 1 水道施設の現況

本市では、安定した給水体制を確保するため、田富、豊富地区は市の直接管理のもと配水場の整備や配水管拡張改良工事等を順次実施しているが、玉穂地区は甲府市上下水道局から供給を受けている。今後は同水道局と協議しながら、災害対策も含めた施設整備が課題である。

### 2 水道水の確保

(1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

(2) 緊急時飲料水兼用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

### 3 送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は敷設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

### 4 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

### 5 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

### 6 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄する。また、災害時に不足する場合に備え、平素から隣接の水道事業者と応援協力体制の確立を図るとともに、市上水道給水装置工事事業者と連絡協力体制の確立を図る。

資料編・中央市上水道給水装置工事事業者一覧

P 332

### 7 水道水供給計画の策定

需要施設から優先供給するなど、水道水供給再開時における供給順位等の水道水供給計画を甲府市上下水道局とも協議し、あらかじめ策定しておく。

### 8 貯水施設の整備

水道施設が災害等により一時的に利用が不可能になった際に備え、あらかじめ場所を定めて貯水槽の整備を行うよう努める。

### 9 給水計画の策定

断水時に、速やかに住民に飲料水の供給ができるよう、あらかじめ給水場所・給水方法・給水車の確保等の給水計画を策定しておく。

## 第2 下水道施設安全対策

下水道課は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保する。

### 1 耐震性の向上

(1) 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用によ



り耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

(2) 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

## 2 施設機能の整備

(1) 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

(2) 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

(3) 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

## 3 施設の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

## 4 協力体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等について指定工事業者等と連絡協力体制を確立しておく。

## 第3 電気施設安全対策

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

### 1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

### 2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

### 3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

## 第4 都市ガス安全対策の推進

東京ガス山梨(株)は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

### 1 施設・設備の安全確保

(1) 供給施設

ア 主要導管の耐震化

イ 導管網のブロック化

ウ マイコンメーターの普及拡大

エ 移動式ガス発生設備の整備

(2) 製造施設

ア 原料貯蔵槽及びガス発生装置の耐震化、緊急遮断弁の設置

イ 防火、消火施設の充実

ウ 保安電力の確保

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

(1) 応急復旧用資機材、食料、医薬品等の確認、点検及び整備を図る。

(2) 通信施設の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急時の社内及び日本ガス協会間の連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

4 ガス使用者に対する周知

(1) ガス使用者への注意事項の周知

(2) 広報体制の確立

## 第5 簡易ガス安全対策

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

(1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。

(3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

## 第6 液化石油ガス安全対策

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

(1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施

(2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備

(3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進

(4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

(1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備

(2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

(1) 容器転倒防止措置の強化

- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

## 第7 通信施設安全対策

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

### 1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

### 2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 特設公衆電話の設置

### 3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通信規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

### 4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 可搬型移動無線機
- (2) 車載型衛星通信地球局
- (3) 非常用移動電話局装置
- (4) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (5) 応急復旧ケーブル
- (6) 特殊車両

### 5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

## 第8 鉄道施設安全対策

東海旅客鉄道(株)は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

### 1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋梁の維持、補修

イ 法面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

(2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

(3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

(1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。

(2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

## 第5節 建築物災害予防計画

### (建設課、消防本部)

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

#### 第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

(1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の促進を図る。

(2) 建物の定期点検等を実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物については、災害応急活動の拠点となる中央市役所田富庁舎、避難所となる学校施設をはじめ市有建物において耐震性の調査を実施し、順次、耐震改修を行ってきているが、緊急度を考慮し改修又は建替等を計画的に行う。

3 建替時等の措置

改修や建替、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置等、高齢者や障がい者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

(1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。

(2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

## 5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、避難所としての機能を確保するため、市立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進に努める。

## 6 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

## 7 その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

## 第2 建築物の耐震計画

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その実効が図られているところである。

県が実施した「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

このため、市は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

### 1 耐震性に関する知識の普及

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報紙やパンフレットの配布、ホームページへの掲載等、各種媒体を利用し、耐震補強等の重要性を啓発していくものとする。

### 2 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

### 3 耐震診断の実施促進

簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進する。また、昭和56年5月31日着工以前に在来工法で建築された建物については、無料で耐震診断を行う。

### 4 建築物の耐震化の支援

市が実施した耐震診断受診者のうち、耐震改修工事を実施する住宅を対象に、費用の一部を助成する。また、事業の利用促進に向けて、制度の広報啓発に努める。

### 5 地震相談窓口の利用

必要により、田富・玉穂・豊富窓口班に「地震相談窓口」を開設し、住民の地震に関する相談に応じるものとする。

なお、県は、建築指導課、各建設事務所及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じているので、市は、広報紙等により県の当該サービスの周知を図るものとする。

## 第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に、ブロック塀等の倒壊による死者が卓越していた。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていないことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。また、特に通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善措置を啓

発、推奨していく。

#### 第4 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

#### 第5 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

##### 1 市の措置

市は甲府地区広域行政事務組合消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

##### 2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

##### 3 既存建築物防災対策

- (1) 「既存建築物総合防災対策推進計画」を作成し、その推進を図る。
- (2) 計画の対象建築物は、主として建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物とする。

(3) 計画の内容は、次の事項とする。

- ア 既存建築物の耐震化の促進
- イ 既存建築物の防火・避難対策の推進
- ウ 維持保全計画の推進
- エ 建築物の外壁、コンクリートブロック塀、アーケード等の防災対策
- オ 被災建築物応急危険度判定士の養成・登録
- カ 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

(4) 計画の推進を図るためには、関係団体の参加を含めた体制の整備を図る。

## 第6節 防災施設・資機材の整備計画

一般災害編第2章第4節「防災施設・資機材の整備計画」を準用する。

## 第7節 広域応援体制整備計画

(危機管理課)

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

### 第1 応援協定締結状況

本市の応援協定の締結状況は、次のとおりである。

なお、県内の協定締結市町村への連絡先については、別表のとおりである。

相互応援協定名	協定締結先	相互応援協力内容
災害時における相互応援に関する協定書	中部西関東市町村地域連携協議会構成会員市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣</li> <li>② 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣</li> <li>③ 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供</li> <li>④ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供</li> <li>⑤ 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供</li> <li>⑥ 被災者を一時収容するための施設の提供</li> <li>⑦ 前記①～⑥に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</li> </ul>
大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	甲府市・富士吉田市・都留市・大月市・韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・北杜市・上野原市・山梨市・甲州市・中央市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>② 救援及び救助活動に必要な車両等の提供</li> <li>③ 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>④ 被災者等を一時受け入れるための施設の提供</li> <li>⑤ 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣</li> <li>⑥ 前記①～⑤に掲げるもののほか、被災都市が</li> </ul>

		必要と認めるもの
災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県御前崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供</li> <li>② 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供</li> <li>④ ごみ及びし尿の処理に必要な車両の斡旋</li> <li>⑤ 被災者（要配慮者を含む。）を一時受け入れるための施設及び住宅の提供並びに斡旋</li> <li>⑥ 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋</li> <li>⑦ 医療施設、介護施設等の入所者を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋</li> <li>⑧ 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣</li> <li>⑨ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項</li> </ul>
山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県牧之原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供</li> <li>② 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供</li> <li>③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供</li> <li>④ ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋</li> <li>⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋</li> <li>⑥ 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋</li> <li>⑦ 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣</li> <li>⑧ ボランティアの斡旋</li> <li>⑨ 被災者に対する住宅の提供及び斡旋</li> <li>⑩ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項</li> </ul>
消防相互応援協定	甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町	火災等の災害発生時に、相互の消防力を活用した、災害による被害の最小限度の防止
中央自動車道消防相互応援協定書	上野原市・大月市・都留市・富士五湖消防組合・富士吉田市・西桂町・河口湖町・東山梨消防組合・東八代広域行政事務組合・甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町・峡北広域行政事務組合・韮崎市	関係市町村の区域内の高速道路上における消防・救急業務を必要とする事故に関する相互応援
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局から、中央市災害対策本部等への情報連絡員の派遣による情報交換
災害時における田富郵便局、田富町間の協力に関	田富郵便局	① 災害救助法適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事業取扱



<p>する覚書 (玉穂町も同様に締結)</p>		<p>い及び援護対策</p> <p>② 郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供</p> <p>③ 市が所有し、又は管理する施設及び用地の提供</p> <p>④ 郵便局又は市が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供</p> <p>⑤ 郵便局は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置</p> <p>⑥ その他前記①～⑤に定めのない事項で、協力できる事項</p>
<p>道路破損等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書</p>	<p>東京電力パワーグリッド 山梨総支社</p>	<p>① 東京電力パワーグリッドが市に提供する情報</p> <p>ア 道路標識等の損傷</p> <p>イ 道路・橋・トンネル等の陥没、崩落の危険箇所</p> <p>ウ ごみの不法投棄の発見</p> <p>エ 電力供給に係る事故停電情報において、防災無線の広報依頼等を伴う情報</p> <p>② 市が東京電力パワーグリッドに提供する情報</p> <p>ア 電線への樹木の倒壊・接触並びに飛来物の接触等</p> <p>イ 電柱の傾斜等</p>
<p>災害時における応急対策業務の実施に関する協定書</p>	<p>中央市建設協力会</p>	<p>①公共土木施設等の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業</p> <p>②緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送</p> <p>③その他中央市が必要とする業務</p>
<p>災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書</p>	<p>自然体験クラブ エヴォルヴ</p>	<p>災害時に、優先的な水防救難備品の貸与</p>
<p>災害時における仮設資機材の供給に関する協定書</p>	<p>甲陽建機リース株式会社 株式会社アクティオ</p>	<p>災害発生時の仮設資機材の供給</p>
<p>災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書</p>	<p>赤帽山梨県軽自動車運送協同組合 社団法人山梨県トラック協会甲府支部</p>	<p>① 物資等の緊急輸送</p> <p>② その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として中央市が必要と認めるもの。</p>
<p>災害時における生活必需物資の調達に関する協定書</p>	<p>株式会社いちやまマーケット 株式会社オギノ 株式会社クスリのサンロード 株式会社くろがねや 株式会社やまと</p>	<p>災害救助に必要な物資（食料、衣料、日用品、燃料、医薬品等）の調達、運搬</p>
<p>災害時における石油燃料等の供給に関する協定書</p>	<p>山梨県石油協同組合</p>	<p>災害発生時の石油燃料等の供給</p>
<p>洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定</p>	<p>株式会社いちやまマーケット 富士観光開発株式会社</p>	<p>一次避難場所として、無料での施設使用の協力</p>

災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定	山梨県石材技能士会	倒壊した石造物等、二次災害が心配される擁壁・塀等応急措置活動
災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 甲府地区建設業協会	災害時に市が管理する道路、河川、建物等の施設（公共営造物）の応急対応業務のための応急復旧の支援要請
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託土地家屋調査士会	中央市職員との連携による中央市内の家屋の調査、市が発行する「罹災証明」について市民からの相談の補助
災害時における支援協力に関する協定書	マックスバリュ東海	災害発生後に必要な食料品、生活必需品のうち、調達可能な物資の供給
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	ユニー株式会社 アピタ田富店	災害発生後に必要な食料、衣料等のうち、調達・製造が可能な物資の供給（大規模地震発生時は、県との協定を優先）
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害相互応援協定締結確認書	首都圏1都5県の64市町村	①応援物資・資器材の提供 ②応急及び復旧に必要な職員の派遣
災害発生時における避難施設としての使用に関する協定	中巨摩地区広域事務組合	大規模な地震・台風等の際に「勤労青年センター体育館」を避難所として開放
災害時における医療救護に関する協定書	中巨摩医師会中央市班	医師・看護師等で編成する医療救護班の派遣要請
災害時における歯科医療救護に関する協定書	中巨摩歯科医師会中央市班	歯科医師・歯科衛生士又は事務職員等で編成する歯科医療救護班の派遣要請
災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定書	中巨摩東薬剤師会中央市薬剤師	薬剤師で編成する薬剤師班の派遣要請
山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	山梨県独自の生活再建支援制度について、県・市が共同して支援金を支給

※ 市町村名等は、協定締結時のもの

資料編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・消防相互応援協定	P 382
	・中央自動車道消防相互応援協定書	P 383
	・災害時の情報交換に関する協定	P 386
	・災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書	P 388
	・災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 392
	・道路損傷等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書	P 394
	・災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	P 398
	・災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	P 400
	・災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	P 404

・災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 412
・災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	P 420
・洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定	P 429
・災害時石造物等の応急措置活動支援に関する協定	P 431
・災害時における応急対策業務に関する協定書	P 435
・災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	P 437
・災害時における支援協力に関する協定書	P 439
・災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 444
・廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害相互応援協定締結確認書	P 452
・災害発生時における避難施設としての使用に関する協定	P 456
・災害時における医療救護に関する協定書	P 461
・災害時における歯科医療救護に関する協定書	P 473
・災害時における医療救護（薬剤師会）に関する協定書	P 485
・山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱	P 496
・山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	P 506

## 第2 協定の充実等

### 1 協定内容の見直し

市は、協定締結市町村等と、市町村合併の状況を踏まえ、締結している相互応援協定の内容を適宜見直しし充実、具体化に努めるとともに、平常時からの連携強化を図る。

### 2 協定締結の推進

大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、今後検討を図っていく。

## 第3 応援要請等の整備

### 1 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

### 2 受け入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

### 3 防災訓練等の実施

平時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

### 4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第3節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

## 別表

災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧

締結市町村	電話番号	県防災行政無線	締結協定
甲府市	055-237-1161	電話・FAX共通-008	①
韮崎市	0551-22-1111	〃 -013	①
甲斐市	0551-28-2211	〃 -016	①
北杜市（旧須玉町、旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村、旧小淵沢町）	0551-42-1111	〃 -015	①
昭和町	055-275-2111	〃 -027	①
南アルプス市（旧八田村、旧白根町、旧芦安村、旧若草町、旧櫛形町、旧甲西町）	055-282-1111	〃 -014	①
市川三郷町（旧市川大門町、旧三珠町、旧六郷町）	055-272-1101	〃 -021	①
身延町	0556-36-0011	〃 -025	①
富士川町（旧増穂町）	0556-22-3111	〃 -022	①
富士川町鯉沢サービスセンター（旧鯉沢町）	0556-22-2151	〃 -023	①
早川町	0556-45-2511	〃 -024	①
南部町（旧富沢町、旧南部町）	0556-66-2111	〃 -026	①

①災害時における相互応援に関する協定書

## 第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

（危機管理課、田富窓口課、消防団、政策秘書課、玉穂窓口課、消防本部、豊富窓口課）

大地震による災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、市をはじめとして各防災関係機関の地震に関する防災対策のみでなく、住民一人ひとりが自分の生命、自分の身体、自分の財産は、まず自分で守る、ということ認識し行動することが被害を少なくする第一義的な原点である。震災時において沉着冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協同の精神を発揮して住民による自発的な防災組織、また施設あるいは事業所別の防災組織を組織し、防災関係機関と住民とが一体となったより効果的な地震防災対策を推進する必要がある。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的に行い、住民の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言等を図るものとする。

### 第1 市職員に対する市の役割

市は、職員が地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期することができるよう、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。なお、県は、必要に応じて研修会等への支援を行うものとする。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 東海地震と地震予知、警戒宣言とこれに基づく措置及び情報伝達
- 3 市が実施している地震対策と課題
- 4 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識

(職員の初動体制と任務分担等)

- 5 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- 6 その他

※ 年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記4又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

## 第2 住民等に対する市の役割

市は防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市をはじめとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減する鍵となる。

したがって、市は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資機材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災会との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、発災時に速やかな応急対策の実施が図れるよう計画を作成するものとする。

### 1 住民に対する防災知識の普及・教育

市は、住民が地震発生時及び警戒宣言発令時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚をもつよう、防災週間に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

#### (1) 啓発の方法

- ア 広報紙（広報「ちゅうおう」）の活用、ハザードマップの活用等、防災関係資料の作成・配布
- イ 新聞、ホームページ等各種報道媒体の活用
- ウ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸出し
- エ 講演会等の開催、自主防災会に対する指導
- オ ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

#### (2) 啓発の内容

- ア 東海地震及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当て、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効率的、効果的な活用に関する知識
- ケ 過去の災害にかかる教訓

### 2 幼児、児童・生徒等に対する教育

市は、幼児、児童・生徒等に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施すると

ともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

### 3 防災関係機関による防災知識の普及

東海旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、東京電力パワーグリッド(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者にとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

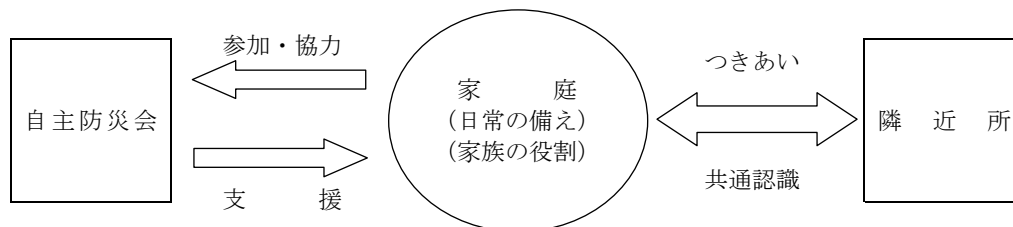
### 4 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため市は、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会をとらえ企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動を積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

## 第3 家庭の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災会への参加・協力



## 第4 自主防災会の役割

大規模地震の際には、(1)電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる、(2)道路が遮断され、消防活動等が困難になる、(3)各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される、(4)水道管の破損や停電等により、消防活動が困難になる、等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このような状況のなかで、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が必要になる。そこで市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成される自主防災会の充実強化を推進する。

### 1 方針

大規模地震が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されることも予想される。このような事態において被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、

すなわち住民自らの情報の受理、伝達方法、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護等を行うことが必要であるが、住民各自がばらばらに行動するのでは、効果的な防災活動は期待できない。住民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できる。

このため、市及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

(1) 市の指導等

ア 県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催するとともに、消防学校において訓練等を実施することにより、自主防災会指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成の充実を図る。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、研修等については、男女共同参画の視点からの災害対策について理解を示す内容とする。

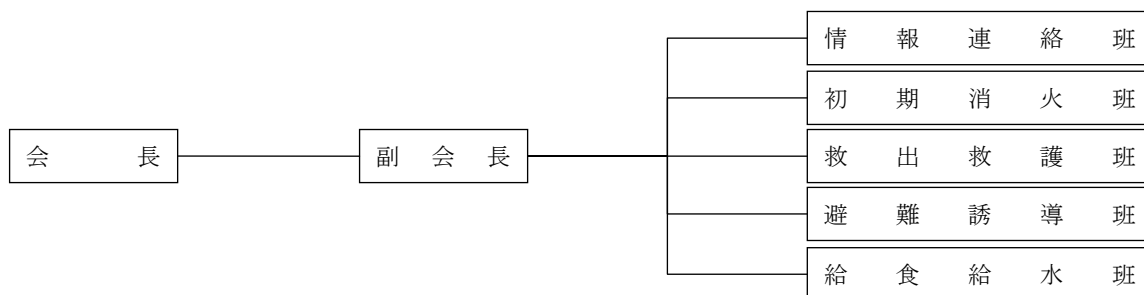
イ 市は、自主防災組織と各消防本部及び消防団とが連携した防災訓練を行い、平常時からの連携が強化されるように努める。

(2) 自主防災会の活動

自主防災会は、防災訓練を通じて防災資機材の使用方法や応急手当での習得に努めるとともに、市等が開催する講演会や研修会に積極的に参加し、組織の充実強化を推進する。

また、組織の充実強化を図るため、次のような班を編成し、必要な活動を行うものとする。

ア 自主防災会の編成



イ 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	初期消火班 〃
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者等への重機の事前協力要請	救出救護班 〃
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班 〃 〃
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市防災関係機関や隣接自主防災会との連絡方法の確立	情報連絡班 〃
避 難 対 策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	避難誘導班 〃 〃
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊き出し、配分計画の立案	給食給水班 〃 〃

防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施	各 班
	2 市が行う防災訓練への参加	〃
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄	各 班
	2 備蓄資機材、物資の管理、点検	〃

#### ウ 非常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末	全 員
	2 初期消火の実施	〃
	3 延焼の場合は消火班出動	初 期 消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施	救 出 救 護 班
	2 建設業者への応援要請	〃
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置	各 世 帯
	2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置	救 出 救 護 班
	3 重傷者等の医療機関への搬送	〃
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告	各 世 帯
	2 情報の集約と市等への報告	情 報 連 絡 班
	3 隣接自主防災会との情報交換	〃
	4 重要情報の各世帯への広報	〃
	5 市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供	〃
	6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	〃
避 難 対 策	1 避難路の安全確認	避 難 誘 導 班
	2 避難者の誘導（組織的避難の実施）	〃
	3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	〃
給食給水対策	1 飲料水の確保	給 食 給 水 班
	2 炊き出しの実施	〃
	3 飲料水、食料等の公平配分	〃

#### 第5 事業所の役割

##### 1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく防災計画の作成等、各事業所の防災化と危機管理体制の確立を図る。

##### 2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊き出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

##### 3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

##### 4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての指導・助言を行う。

#### 第6 相談窓口の設置

市は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を設置する。



## 第9節 災害ボランティア育成強化計画

### (福祉課、社会福祉協議会)

災害ボランティアは、自主防災会等既存の防災組織と協力し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

また、災害ボランティアの活動は、過去の大規模災害において被災者支援活動等に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

市は、県、県社会福祉協議会、中央市社会福祉協議会（以下：市社協）等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、既存ボランティア組織の拡充を図るとともに、災害ボランティア養成講座の開催や災害ボランティアセンター設置訓練の実施等を継続的に行い、災害時に即応できる体制づくりを推進する。

#### 第1 災害ボランティアの登録及びボランティア活動の環境整備

	災害ボランティアの種類	登録及び環境整備
1	日頃から市内において、福祉等のボランティアとして活動している者 市社協で行う災害ボランティア養成講座の受講生	希望者は、災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。 市社協は、養成講座の受講生や他のボランティアと緊密な連携を保ち、災害時には災害ボランティアセンターをサポートできるよう養成講座等により継続的に要請し順次登録等を行う。
2	専門ボランティア	災害ボランティアセンターで必要とされる国家資格等を有する専門ボランティアの登録を事前に行っていく。
3	応急危険度判定士	災害時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
4	災害後、市内外からのボランティア希望者	市社協は災害時、災害ボランティアセンターを設置する。 市は災害ボランティアの活動拠点の確保について、配慮するものとする。 災害ボランティアセンターは、災害対策本部及び市民からのボランティアニーズの把握を行い、ボランティアを派遣する。

#### 第2 災害ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 要配慮者の介助及び看護補助
- 2 清掃
- 3 炊き出し
- 4 救援物資の仕分け及び配布
- 5 消火・救助・救護活動（専門ボランティア）
- 6 保健医療活動（専門ボランティア）
- 7 通訳等の外国人支援活動

#### 第3 山梨県災害救援ボランティア本部

現在、山梨県社会福祉協議会及び日本赤十字山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われており、また平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部が設置される。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努めるものとする。

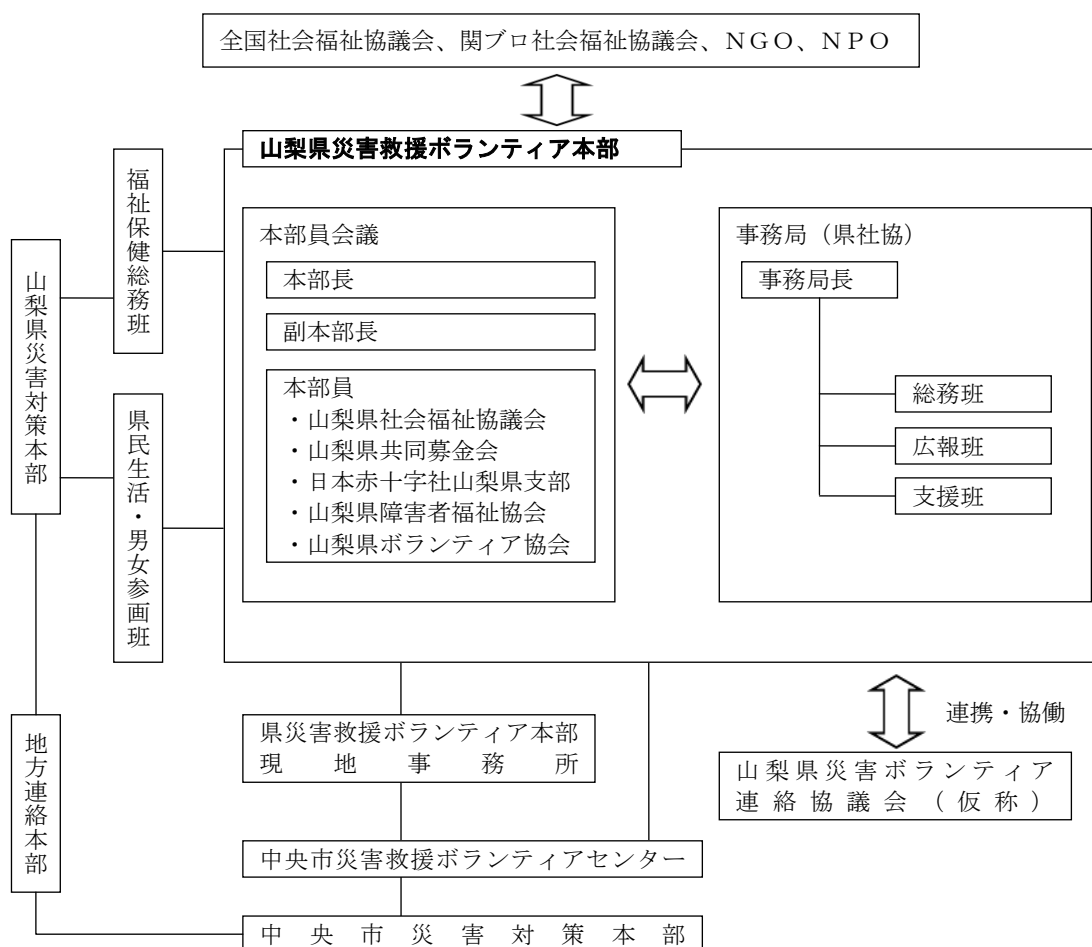
る。

#### 第4 各関係機関の役割

災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部及び山梨県障害者福祉協会それぞれの役割は、次のとおりである。

機 関 名	役 割
山 梨 県	災害発生時にボランティア関係機関団体連絡会議を招集
山梨県社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 山梨県災害救援ボランティア本部の設置運営</li> <li>2 市町村社会福祉協議会との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村災害ボランティアセンターの組織整備支援</li> </ul> </li> <li>3 ボランティアの総合受付、連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内のボランティア養成と登録</li> <li>・ボランティアに対する被災地ニーズの連絡調整</li> </ul> </li> <li>4 被災地の災害状況等の情報提供</li> <li>5 ボランティア活動に関する連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターの養成と登録</li> <li>・災害救援ボランティアのネットワークづくり</li> </ul> </li> </ol>
山 梨 県 共 同 募 金 会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金の募集</li> </ol>
日本赤十字社山梨県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティアの登録・研修</li> <li>2 災害発生時の災害ボランティア（主に救護活動を行う）の受入</li> <li>3 災害ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成</li> <li>4 義援金の募集</li> </ol>
山梨県ボランティア協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民の防災意識の啓発（備えなど）</li> <li>2 県内外のボランティア・NPOのネットワークづくり</li> <li>3 ボランティア・NPOの研修、訓練</li> <li>4 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブのネットワークづくり（交流・研修・通信訓練）</li> <li>5 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブとの連携による情報収集</li> <li>6 県内外ボランティア・NPOへの情報提供、発信（全国民間ボランティア推進団体等）</li> <li>7 ボランティア・NPOのコーディネート等の支援</li> <li>8 山梨災害ボランティア連絡会議の連携及び県内外ボランティア・NPOとの連携</li> </ol>
山梨県障害者福祉協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各団体代表者等による検討会及び研修会の開催</li> <li>2 障がい者の連絡網の整備</li> <li>3 災害発生時の障がい者情報の伝達</li> </ol>

## 山梨県災害救援ボランティア本部



## 第10節 防災訓練に関する計画

一般災害編第2章第3節「防災訓練に関する計画」を準用する。

なお、東海地震の地震防災応急対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年1回以上実施するものとする。

## 第11節 要配慮者対策の推進

（高齢介護課、子育て支援課、福祉課、教育総務課、商工観光課、社会福祉協議会）

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿の対象、記載事項及び提供先は、一般災害編第2章第13節第1「避難行動要支援者名簿の作成等」の定めるところによる。

### 第1 社会福祉施設対策の推進

市は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障がい者等いわゆる要配慮者であることか

ら、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

また、南消防署は、予防査察等の機会を利用し、指導を行うものとする。

#### 1 防災設備等の整備

##### (1) 施設の耐震性の確保等

災害時における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

##### (2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

##### (3) 非常用食料の備蓄

電気、水道、ガス等の供給停止に備え、非常用食料等の備蓄を3日分程度行う。

#### 2 防災体制の整備

災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

##### (1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び入所者等の引渡し方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

##### (2) 平常時の体制づくり

市との連携のもと、近隣住民や自主防災会、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

#### 3 防災教育、防災訓練の充実

##### (1) 防災教育の実施

施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

##### (2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、地域の協力を得られるよう、自主防災会と協力した訓練を実施する。

### 第2 高齢者・障がい者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」及び、山梨県が策定した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は、「中央市避難支援プラン全体計画」（避難行動要支援マニュアル）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

#### 1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

(1) 庁内に、福祉関係部局を中心とした要配慮者支援班を設置し、要配慮者の避難支援業務を実施する。

- (2) 小地域単位での住民参加型・防災学習会を開催するものとする。
  - (3) 自主防災活動や災害時に障がい者等の救援を担う人材の育成と、自主防災会等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。
  - (4) 地域ぐるみの要配慮者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。
  - (5) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。
- 2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者の把握と避難誘導體制の確立
    - (1) 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により保健福祉対策部、総務対策部が主導して避難行動要支援者を把握するものとする。
    - (2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。
    - (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。
    - (4) 健常者に先がけて、「東海地震注意情報」発表時や、市長の判断で出す「避難準備（要配慮者避難）情報」発表時に、要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。
  - 3 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保
    - (1) 地区ごと、障がい種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。
    - (2) 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。
    - (3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。
    - (4) 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時から広域的な連携体制の強化を図るものとする。
  - 4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に自主防災会等の協力を得られるよう、平常時より協議しておくものとする。
  - 5 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立
    - (1) 在宅高齢者、障がい者等については、自主防災会等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、障がい者防災マニュアル等を活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成等障がい者への啓発に十分配慮する。
    - (2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災会等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。
    - (3) また、地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。
  - 6 避難所における対応

市は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入

所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

#### 7 要配慮者用避難所（福祉避難所）の開設

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、避難所内の生活のしやすい場所に要配慮者専用スペースを確保するものとするが、障がいの程度や体力、病状等の状況を判断し、避難所での生活が困難で介護等が必要な者等に対しては、状況に応じて次の施設に要配慮者用避難所（福祉避難所）を開設し、必要なスタッフを確保する。

#### 要配慮者用避難所（福祉避難所）開設予定施設

地区	施設名	所在地	電話番号
田富	中央市田富福祉センター	中央市臼井阿原301—5	273—7300
玉穂	中央市玉穂勤労健康管理センター	中央市下河東620	274—1117
	玉穂保育園	中央市成島2378—2	273—2205
豊富	中央市立豊富健康福祉センター	中央市大鳥居3738—1	269—3330

#### 8 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

#### 9 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、優先的入居等要配慮者に十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障がい者仕様トイレ等必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

### 第3 観光客及び外国人対策

地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しく、かつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、防災パンフレットの配布等平常時から基礎的防災情報の提供を行い防災知識の普及を図るものとする。

また、市内各所に避難地、避難所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

### 第4 乳幼児、児童・生徒等保護対策

学校等（保育園を含む。）の管理者は地震の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、幼児、児童・生徒に対して、実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

#### 1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

##### (1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童・生徒等のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童・生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 幼児、児童・生徒等の安全対策

在校時、通学時等発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応のあり方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、市及び市教育委員会と連携して、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 地震防災教育指導

幼児、児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 児童・生徒等に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 災害ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 応急活動体制

（各課共通）

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

#### 第1 中央市災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、中央市災害対策本部を設置する。

##### 1 災害対策本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

##### 2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

##### 3 設置及び廃止の通知

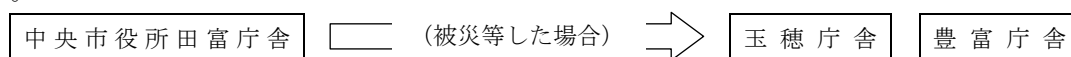
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を中央市役所田富庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
市 職 員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭
県 知 事	県防災行政無線（FAX）、電話
中北地域県民センター	県防災行政無線（FAX）、電話
甲府地区消防本部	県防災行政無線、電話
南甲府警察署	電話、連絡員
近隣市町村	県防災行政無線、電話
市内関係機関	防災行政無線、電話、連絡員
一般住民	防災行政無線、広報車、口頭（自治会長等を通じて）
報道機関	電話、口頭、文書

##### 4 災害対策本部の設置場所

中央市役所田富庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次の施設に設置する。





## 5 本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次のとおりとする。

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	総務課長

## 第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

中央市災害対策本部の組織及び所掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

## 第3 震災時の応急活動体制

市は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施し、総合的調整を行う。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度4を観測する地震発生時	震度5弱又は5強を観測する地震発生時	震度6弱以上を観測する地震発生時
勤務時間内の体制	1 防災行政無線により市内一斉放送を行う。 (1) 地震情報 (2) 地震防災対策 ア 火の始末 イ パニック防止 ウ テレビ等による情報収集 2 市内の被害状況等の情報収集	1 左欄の1～2を実施する。 2 必要な場合は、遅滞なく本部を設置する。 3 本部は中央市役所田富庁舎に設置する。	1 左欄の1を実施する。 2 可及的速やかに中央市役所田富庁舎に本部を設置する。ただし、中央市役所田富庁舎が地震災害により使用不能の場合は、「玉穂庁舎・豊富庁舎」に設置する。
勤務時間外の体制	第1配備体制のその2により配備につく。	第2配備体制により配備につく。	第3配備体制により配備につく。

## 第4 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

## 第5 県の現地対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、県の現地災害対策本部は「中央市役所田富庁舎2階東2会議室」に設置するものとする。

## 第6 市庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は市に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

### 1 被災地への職員派遣

地方連絡本部（中北地域県民センター）職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

### 2 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

### 3 その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

## 第2節 職員配備計画

### （各課共通）

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

### 第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。なお、各種別の配備要員は、別途名簿を作成し、毎年更新するものとする。

中央市災害対策本部配備基準

種別	配備の基準	配備の内容	配備の要領	配備要員
警戒配備	1 次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 2 震度3の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が配備を指示したとき。	危機管理課の最小限の人員をもって警戒体制をとる。 <b>【措置内容】</b> ・ 気象情報の受伝達 ・ 被害状況の把握	<b>【対応事務】</b> ・ 施設管理者及び自主防災会との連絡 ・ 危機管理課員は各種気象情報又は地震情報を本部長並びに副本部長及び関係部長等に連絡	・ 危機管理課 (2人)
第1配備	1 大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報(※1)が発表されたとき(ただし、今後警報へと発展するおそれが	小規模の災害が予想されそうな場合又は発生した場合 <b>【措置内容】</b> ・ 気象情報の受伝達 ・ 被害状況の把握	パトロール強化、資材準備、応急対策 <b>【対応事務】</b> ・ パトロール ・ 施設管理者及び自主防災会との連絡	・ 課長以上全員 ・ 第1配備担当職員全員

	<p>ある場合)。</p> <p>2 市内において震度4の地震が発生したとき。</p> <p>3 その他必要により市長が配備を指示したとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ関係機関との連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害予想区域の住民への広報</li> <li>・災害情報に関する広報</li> <li>・本部長、副本部長等への報告</li> <li>・被害がある場合は応急対策の実施</li> <li>・被害状況の県への報告</li> </ul>	
第2配備	<p>1 大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪警報(※1)が発表されたとき (小規模の災害が発生、又は発生するおそれがある場合)。</p> <p>2 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。</p>	<p>小規模の災害が局地的に発生し、又は発生するおそれがあるときに対応するもので、事態の推移に伴い速やかに第3配備に移行できる体制とする。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報の受伝達</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・関係機関との連絡</li> <li>・必要により災害対策本部の設置</li> </ul>	<p>パトロール強化、資材準備、応急対策</p> <p><b>【対応事務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記第1配備に掲げる事務</li> <li>・被害状況の県への報告(震度5強以上は消防庁にも報告)</li> <li>・その他次の事務の実施</li> <li>(1) 市内被害状況調査の実施</li> <li>(2) 警察等関係機関との連絡</li> <li>(3) 応急対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課長以上全員</li> <li>・第2配備担当職員全員</li> <li>・震度5弱又は5強の地震が発生した場合は、全職員</li> </ul>
第3配備	<p>1 特別警報が発表されたとき。</p> <p>2 大規模な災害(※2)が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p> <p>3 災害対策本部を設置したとき、又は災害対策本部長が配備を指示したとき。</p> <p>4 震度6弱以上の地震が発生したとき。(基本的には所属の庁舎へ参集する。ただし、困難な場合は最寄りの庁舎へ参集する。)</p>	<p>情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。</p>	<p>災害対策に全力を集中する。各部長は、状況に応じて随時災害対策本部長に災害情報を報告する。</p> <p><b>【対応事務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況調査の実施</li> <li>・本部員会議の開催</li> <li>・応急対策方針の決定</li> <li>・広域応援要請の検討</li> <li>・物資、資機材の調達</li> <li>・その他応急対策の実施</li> </ul>	全職員

※1 大雪注意報・大雪警報時の対応については、「市降雪時対応マニュアル」を基に対応する。

※2 「大規模な災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合である。

## 第2 配備及び参集体制

### 1 参集計画の策定

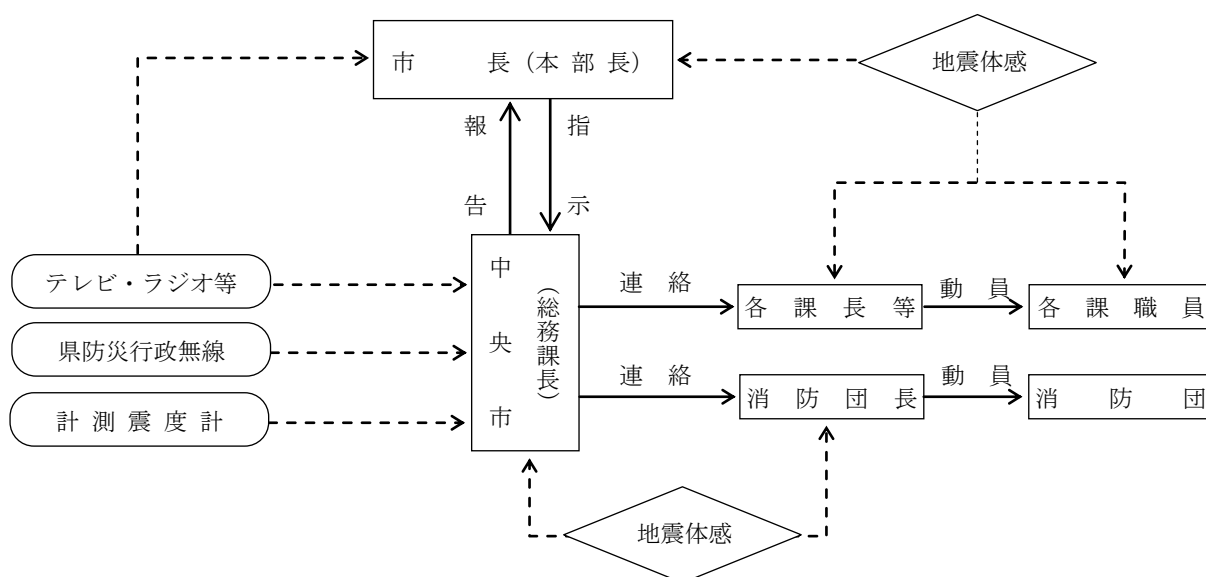
- (1) 市長は、中央市災害対策本部編成表に基づく各部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の参集計画を策定し、地震発生時には、職員を自動的に所定の勤務場所に参集させるものとする。
- (2) 各課長等は、所属職員の参集名簿（様式第1号 …P265）を作成し、本部長に提出しなければならない。
- (3) 各課長等は、配備該当職員の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、前記参集名簿に基づき参集個人表（様式第2号 …P265）を作成し、あらかじめ職員に通知する。
- (4) 各課長等は、人事異動等により参集名簿の内容に変更を要する場合は、速やかに変更した参集名簿を本部長に提出するとともに、該当職員に対し、変更した参集個人表を送付する。
- (5) 地震が発生したときは、職員は参集計画に基づき災害応急対策を実施するが、初動に必要な人員が確保されず、緊急対策班を編成し業務を行う場合は、参集名簿によらず、必要な初動業務を行うものとする。

### 2 勤務時間内における伝達及び配備

#### (1) 伝達方法

- ア 大規模な地震が発生した場合、総務課長は、各課長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。
- イ 各課長は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。
- ウ 総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

勤務時間内の緊急連絡フロー



#### (2) 初動期における緊急措置

各課長は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。

(3) 配備体制

各課長は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

3 勤務時間外、休日における伝達及び配備

(1) 市職員の対応

職員は、勤務時間外又は休日においても地震が発生し、被害が予想されるときは、あらかじめ定める配備基準に基づき、配備該当職員は速やかに市庁舎に参集するものとする。

なお、参集の際には、「4 参集時の留意事項」に留意するものとする。

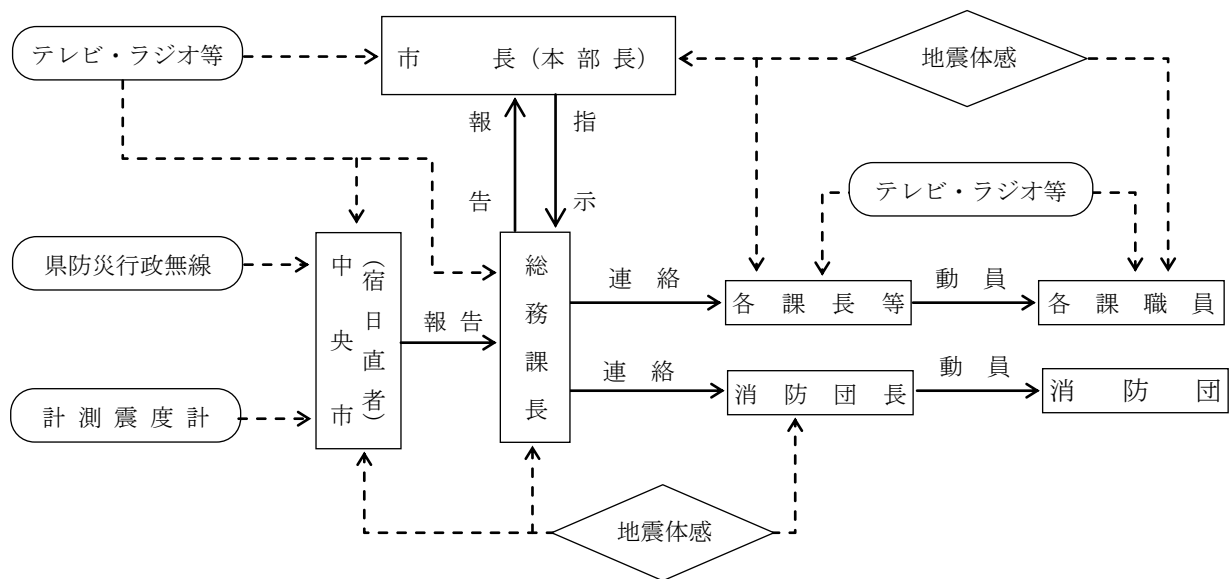
(2) 宿日直者の対応

宿日直者は、市庁舎の被災状況等を確認し、総務課長に速やかに報告を行い、配備該当職員等が到着するまでの間、地震情報の収集及び連絡に努める。

(3) 自主参集

震度6弱以上を観測する地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかに市庁舎に参集するものとするが、震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合は、配備該当職員以外の職員についても、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

勤務時間外等における緊急連絡フロー



(4) 初動体制の確立

市長は、初動体制の確立を図るため、庁舎近傍に居住する職員をあらかじめ緊急対策班として指名する。緊急対策班は、勤務時間外に災害が発生した場合、直ちに登庁し、各種情報の収集、報告等初動活動にあたるものとする。

(5) 配備状況の報告

各課長は、所属職員の参集状況を記録し、総務課長を通じて本部長に適宜報告する。

(6) 配備体制の移行

各課長は、(4)に定める緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集

が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

#### (7) 災害活動の相互援助

各課長は、本部長の指示があったときは、自らの部以外の災害活動についても協力する。

### 4 参集時の留意事項

#### (1) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

#### (2) 参集途上の措置

##### ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

##### イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

#### (3) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所に行くことができないときは、指定避難場所等の最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

### 第3 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 地震情報、被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- 2 災害対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- 3 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- 4 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- 5 避難場所の開設（住民の避難状況、指定避難場所の被災状況の把握）
- 6 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

#### 大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。

4	参 集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、市庁舎に参集する。 (2) 災害その他により、市庁舎に参集できない職員は、指定避難所等最寄りの公共機関等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。 (3) 各施設に直行した職員は、施設の被害状況、避難状況を把握し、本部に連絡する。
5	被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を危機管理課長に集約する。
6	緊急対策班の編 成	あらかじめ指定された職員により緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7	緊急初動体制の 解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害応急対策配備体制に戻る。

### 様式第 1 号

参 集 名 簿					課長名
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務	
合計 (人)					

### 様式第 2 号

参 集 個 人 表					課長名
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務	
動員時の心得 1 参集時の携行品 手拭、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具 2 動員途上の緊急 職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇した時は、付近住民に協力 措置 措置 適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属係長に報告するものとする。					

## 第 3 節 応援協力要請計画

一般災害編第 3 章第 3 節「応援協力要請計画」を準用する。

## 第 4 節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第 3 章第 4 節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

## 第5節 消防防災ヘリコプター出動要請計画

一般災害編第3章第5節「消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

## 第6節 地震災害情報等の収集伝達計画

(危機管理課、玉穂窓口課、政策秘書課、豊富窓口課)

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施するうえで地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達を行うものとする。

### 第1 異常現象発見時の通報、伝達

#### 1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

#### 2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

### 第2 地震に関する情報等の伝達

#### 1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

##### (1) 地震情報について

情報等の種類	内 容	
ア 震度速報	発表基準	震度3以上
	内 容	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
イ 震源に関する情報	発表基準	震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
ウ 震源・震度に関する情報	発表基準	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

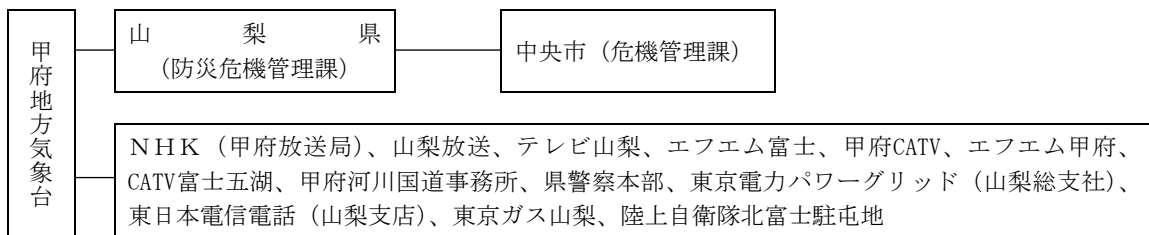


エ 各地の震度に関する情報	発表基準	震度 1 以上
	内 容	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
オ その他の情報	発表基準	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等
	内 容	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
カ 推計震度分布図	発表基準	震度 5 弱以上
	内 容	観測した各地の震度データを基に、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

(2) 甲府地方気象台が発表する地震情報の発表基準について

種 類	発 表 基 準
ア 震度速報	全国のいずれかで震度 3 以上を観測し、山梨県内で震度 1 以上を観測した場合
イ 震源に関する情報	本州中部付近で震度 3 以上を観測した地震で、津波警報・注意報を発表しないとき
ウ 震源・震度に関する情報	県内の最大震度 3 以上、隣接県で震度 4 以上、その他の地域で震度 5 弱以上を観測したとき
エ 各地の震度に関する情報	県内で最大震度 1 以上を観測したとき（山梨県との隣接県の震度）
オ その他の情報	県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき（地震回数に関する情報）、山梨県内に直接的な影響の少ない場合でも、震度 5 弱以上の地震等、社会的な影響の大きい地震についての情報を配信（地震の活動状況等に関する情報）
カ 推計震度分布図	全国のいずれかで震度 5 弱以上を観測し、山梨県内で震度 4 以上が推計された場合

(3) 伝達先



2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度 4 以上の揺れを観測したときなどに、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を発表する。

3 緊急地震速報

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

#### 4 地震情報の収集

市は、田富庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を緊急地震速報装置、県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとるものとする。

#### 5 地域住民への地震情報の伝達

地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は次のとおりとする。

(1) 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報

(2) 地震防災応急対策の指示

ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。

イ 電話使用を自粛すること。

ウ テレビ・ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること。

エ 被害が発生した場合は、自治会長を通じて市庁舎に報告すること。

オ 被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

## 第7節 被害状況等報告計画

### (各課共通)

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

#### 第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

##### 1 地震情報の収集

市は、地震が発生した際には、速やかに市庁舎に設置されている計測震度計により市域の震度を把握するとともに、テレビ・ラジオ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度・被害状況等を把握するものとする。

##### 2 被害状況の把握

市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。なお、収集にあたっては、地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法第2条第1項に規定する地理空間情報)の活用に努める。

## ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
① 地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
② 火災の発生状況	南消防署、消防団、自主防災会
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	南消防署、南甲府警察署、市内医療機関（中巨摩郡医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東日本電信電話(株)山梨支店、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、(社)山梨県エルピーガス協会、市水道課
⑤ 道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、中北建設事務所、東日本旅客鉄道(株)小井川駅、東花輪駅、中日本高速道路株式会社
⑥ 堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、中北建設事務所、消防団
⑦ 住民の避難状況	施設管理者、自主防災会、南甲府警察署
⑧ 学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、中巨摩郡医師会

## イ 移動系防災行政無線、災害時優先電話による収集

市庁舎、避難所、公共施設等に設置されている移動系防災行政無線、災害時優先電話を活用し、施設職員、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

## ウ 自主防災会からの情報収集

各地域の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

## エ 郵便局との情報の相互提供

市は、田富郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、田富郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に提供し、市内の被災状況等を把握する。

## 資料編 ・ 災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書 P 392

## オ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

## カ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により山梨県中央市防災ネットアマチュア無線クラブの協力を求めて各地域の災害情報を収集する。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

## (2) 第2段階に収集する情報

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行ううえでの重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うにあたっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

担当		協力団体名	調査事項
対策部	班		
総務対策部	危機管理班	自主防災会	他部に属さない一般被害及び応急対策状況の総括
	管財班		庁舎、公園等の被害
市民対策部	税務班	各管理者	市有財産の被害
		民生委員、自治会	人、住家等の被害
保健福祉対策部	健康推進班 高齢介護班 福祉班 子育て支援班	各施設管理者	要配慮者、医療施設、社会福祉施設の被害、保育園被害
市民対策部	環境班	中巨摩地区広域事務組合	清掃施設等衛生関係被害
農政観光対策部	農政班 商工観光班	農業委員会、農協、商工会	農林水産被害、商工関係被害
建設対策部	建設班	各管理者	道路、橋梁、河川の被害
	都市計画班		都市計画施設被害
	水道班	給水装置工事事業者	水道関係被害
	下水道班	排水設備指定工事店	下水道関係被害
教育対策部	教育総務班	各施設管理者	学校等文教関係被害
	生涯教育班	〃	社会教育・社会体育施設関係被害

### (3) 被害状況不明地区等への措置

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集するものとするが、大規模な地震が発生し、地域全体が混乱して必要な情報の収集が困難な場合は、状況により消防団等の協力を得て、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

## 第2 情報の取りまとめ

各課が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務課長が取りまとめ、本部長に報告する。

## 第3 災害情報の報告等

各種災害情報の報告先、種類・様式等は、一般災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」に定めるところによる。

## 第8節 広報計画

### (政策秘書課、豊富窓口課、玉穂窓口課、消防団)

一般災害編第3章第8節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

### 第1 実施機関

地震発生時の広報活動は総務対策部政策秘書班が行うものとするが、災害の状況によっては各部及び消防団等と連携して積極的に広報を行うものとする。

## 第2 広報の手段

市は、地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

- 1 防災行政無線放送
- 2 市のホームページ、インターネットによる広報
- 3 広報車による巡回広報
- 4 広報紙・チラシの配布、掲示板への掲示
- 5 自主防災会を通じた広報

## 第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき応急対策
- 10 避難地、避難所の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 被害が発生した際の市庁舎等への通報
- 13 その他必要と認められる情報

## 第4 広報時の留意事項

- 1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

- 2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、できる限り車ではなくオートバイを用いて広報を行う。

広報にあたっては、電気、水道等の復旧状況等各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

- 3 要配慮者への広報

聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載、チラシの配布等、視覚障がい者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等を検討する。

在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等に

よる情報提供を行い、また、必要により外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報等の実施を検討する。

#### 4 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

##### 震災時に有効な広報手段及びその特色

伝達手段	種別	特色
広報車	被(生)	発災直後からさまざまな情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	被(生)	〃
掲示板	(生)(安)	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	(生)(安)	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
市ホームページ	被(生)	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障がい者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人等も市の情報が入手可能
パソコン通信インターネット	被(生)(安)	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能

被 被害状況      生 生活情報      安 安否情報

#### 第5 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、東日本電信電話(株)が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族等に安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市庁舎・避難場所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。また、震度6弱以上の地震等大きな災害発生時の専用サービスとして「災害用伝言板」が携帯電話各社によって開設される。

## 第9節 災害通信計画

一般災害編第3章第9節「災害通信計画」を準用する。

## 第10節 消防計画

### (危機管理課、消防団、建設課、消防本部)

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第11節「消防計画」の定めるところによる。

#### 第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこ

と。

- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

## 第2 初期活動

### 1 初期体制の確立

大地震が発生し、被害が予想される場合は、消防団は直ちに次の措置を取り活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 消防資機材の安全確認
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

### 2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動にあたるものとする。

- (1) 各分団消防詰所等に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに消防詰所等に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。

## 第3 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

### 1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防署等との連絡に努めるものとする。

### 2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

### 3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難地である広場や空き地等に殺到する事態が予測され

るので、混乱防止と避難援護のための防ぎょ活動に全力を傾注するものとする。

#### 4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

### 第4 消防活動

#### 1 火災発生状況等の早期把握

市は、電話通報、かけこみ通報をはじめ、登庁職員、消防団員、自主防災会等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して初動体制を整えるとともに、市で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

#### 2 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第3章第11節「消防計画」に定めるとおりであるが、地震により火災が発生すると覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所等に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は市庁舎に登庁し、災害情報を共有するなど市本部と協働して災害対策にあたるものとする。

#### 3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

##### (1) 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、携帯電話、自動車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

##### (2) 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

##### (3) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

##### (4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。



#### (5) 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

#### 4 自主防災会等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼びかけ、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

#### 5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

(3) 電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

(4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

(5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。

(6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

### 第5 応援要請

#### 1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

資料編・消防相互応援協定
--------------

P 382
-------

#### 2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

## 第11節 緊急輸送計画

一般災害編第3章第13節「緊急輸送計画」を準用する。

## 第12節 交通対策計画

一般災害編第3章第14節「交通対策計画」を準用する。

## 第13節 災害救助法による救助

一般災害編第3章第15節「災害救助法による救助」を準用する。

## 第14節 避難計画

(危機管理課、生涯教育課、消防本部、健康推進課、福祉課、消防団、警察署、教育総務課、豊富窓口課、玉穂窓口課)

一般災害編第3章第16節「避難計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

### 第1 避難方法等

#### 1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難勧告・指示を待っている間は避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

#### 2 市の役割

平素から避難方法等を検証し、住民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災会等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

#### 3 避難地への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた指定避難所に避難する。

### 第2 避難場所の定義等

避難場所には、次のとおり「避難地」と「避難所」がある。

#### 1 避難地

##### (1) 避難地の種類

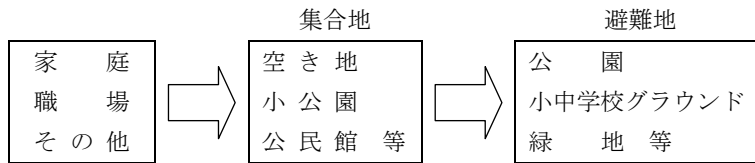
避難地は、一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の2種類がある。

区 分	定 義
集 合 地 (一次避難地)	自主防災会ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」・「公民館」等の広場をいう。
避 難 地 (二次避難地)	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」・「小中学校」等の

緑地、グラウンド等をいう。
---------------

(2) 避難地等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従って避難地等へ避難するものとする。



2 避難所

区 分	定 義
避 難 所	<p>災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。</p> <p>※ 避難所を選定するにあたっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洪水等の危険が見込まれる避難地域は避ける。</li> <li>○ 建築物は、天井や照明等の非構造部材を含め、耐震・耐火性の高い建物を選定する。</li> <li>○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</li> <li>○ 避難場所における貯水槽、井戸、救護所、通信機器のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</li> <li>○ 避難場所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</li> </ul> <p>さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空き地を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達を併せて検討する。</li> <li>○ 災害時要援護者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設等の利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。</li> </ul>

第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

さらに、他市町村からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の市町村に速やかに伝達する。

2 避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

施設管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

(2) 被災建築物応急危険度判定士によるチェック

必要により被災建築物応急危険度判定士の有資格者を避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。被災建築物応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町村又は県に応援を要請す

る。

(3) 避難住民への措置

すでに避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させるものとする。

3 職員の派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、指名した職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。

4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒等との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 要配慮者等の保護

(1) 要配慮者、けが人、病人等への支援

ア 要配慮者やけが人、病人等に対しては、避難所内の生活のしやすい場所に要配慮者専用スペースを確保する。

イ 避難者の障がいの程度や体力、病状等の状況を判断し、避難所での生活が困難で、介護等が必要な者等に対しては、状況に応じて次の施設に要配慮者専用避難所（福祉避難所）を開設し、必要な専門スタッフを確保する。

福祉避難所開設予定施設

地区	施設名	所在地	電話番号
田富	中央市田富福祉センター	中央市臼井阿原301—5	273—7300
玉穂	中央市玉穂勤労健康管理センター	中央市下河東620	274—1117
	玉穂保育園	中央市成島2378—2	273—2205
豊富	中央市立豊富健康福祉センター	中央市大鳥居3738—1	269—3330

(2) 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、山梨県民間社会福祉救援合同本部へ連絡し、通訳又は通訳ボランティアの派遣等の対応を図る。

6 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

7 避難者のプライバシーの保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに仕切り板や更衣室の設置等避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。

8 「避難所運営組織」の設置

市は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主

防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。

#### 第4 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等、帰宅困難者又は滞留者が発生したときには、市は、交通機関の管理者、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。また、滞留者の状況を県災害対策本部に報告する。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な施設に誘導し保護する。

#### 第5 孤立集落への対応

市は、孤立のおそれがある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努める。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当てや高齢者の介護等のための対策を推進する。

なお、孤立集落については、支援を行う対象集落を明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

#### 第6 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

市は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、市営住宅等を活用し、受け入れに努める。

### 第15節 医療助産計画

一般災害編第3章第17節「医療助産計画」を準用する。

### 第16節 防疫計画

一般災害編第3章第18節「防疫計画」を準用する。

### 第17節 食料及び生活必需物資供給計画

(農政課、税務課、管財課、教育総務課)

一般災害編第3章第19節「食料供給計画」及び第20節「生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に罹災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

#### 第1 必要物資の把握

施設管理者、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

#### 第2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、備蓄品の放出、協定締結市町村や市内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、要配慮者の避難状況等を把握して、要配慮者に配慮した調達を心掛けることとする。

資料編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	P 404

### 第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、住民等に対して救援物資による物資の供給を行う場合は、次により実施するものとする。

#### 1 救援物資の集積所

他市町村等から搬送される救援物資、また調達した物資は、次の施設に集積する。

施設名	所在地	電話番号
田富市民体育館	中央市臼井阿原1740	(055) 273-1473

#### 2 救援物資の調達及び供給

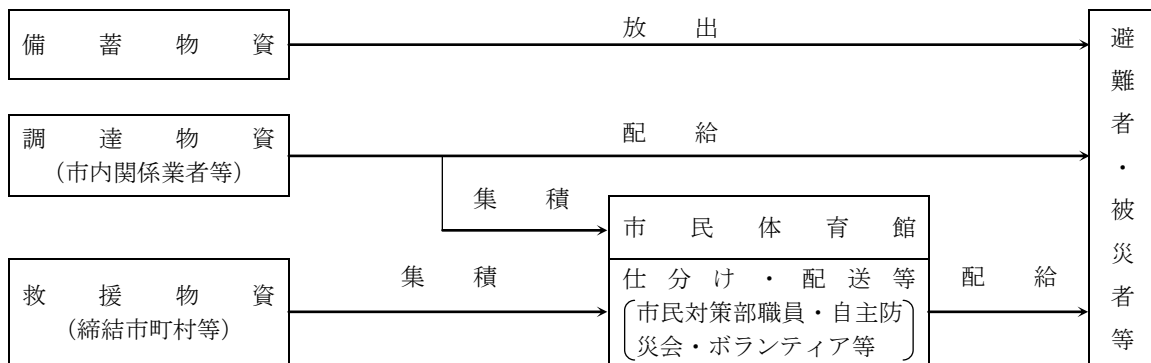
(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の指示により調達するものとする。

調達等の内容	担当部班
食料の調達	農政観光対策部農政班
生活必需品、燃料の調達	農政観光対策部農政班
救援物資の受入、仕分け、配分	市民対策部税務班
輸送用車両の確保	総務対策部管財班
給食施設の提供、炊き出しの協力	教育対策部教育総務班

(2) 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防炎会及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。

#### 食料・生活必需品の供給フロー



### (3) 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

区 分	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等 テレビ、ラジオ等の設置
第 三 段 階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	鍋、食器類 洗濯機等の設置

## 第 18 節 給水計画

一般災害編第3章第21節「給水計画」を準用する。

## 第 19 節 教育計画

### (教育総務課、生涯教育課)

一般災害編第3章第22節「教育計画」の定めるところによるものとするが、地震災害時の応急措置について、次のとおり定めるものとする。

#### 第 1 教育委員会

##### 1 被害状況の把握と救急体制

文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

##### 2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

#### 第 2 学校

##### 1 地震発生後の措置

児 童 ・ 生 徒 等 在 校 中	1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒等の安全避難を最重点とし、児童・生徒等を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。
	2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。
	3 人員確認と応急手当て 災害発生避難後、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当てを行うものとする。

	<p>4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒等を避難地へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。</p> <p>5 地震情報等の収集 市本部から市内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定する。</p> <p>6 被災報告 被害の状況を調査し、市教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼働の可否については必ず報告するものとする。</p> <p>7 下校時の危険防止 児童・生徒を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が引率するなど、児童・生徒の安全を第一に必要な措置を講じる。</p> <p>8 校内保護 災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。 なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。</p> <p>9 危険箇所の安全点検等 校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置等必要な措置を行う。 また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。</p> <p>10 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。</p>
児童・生徒等不在中	<p>1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災の手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>2 報告 被災状況を調査し、市教育委員会に報告するものとする。</p> <p>3 情報収集 児童・生徒等の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p> <p>4 臨時休校等の措置 被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。</p>

## 2 その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携
- (2) 児童・生徒等の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒等とで共用する部分と児童・生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒等の帰宅及び保護者との連絡方法



### 第3 社会教育施設等の震災対策

#### 1 緊急避難等の措置

##### (1) 避難措置

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末をするとともに、施設利用者の混乱防止措置を行い、状況により、屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

##### (2) 応急救護

施設利用者及び在勤職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当てを行うとともに、必要により医療機関への搬送等応急救護を実施する。

##### (3) 地震情報等の収集

市本部から市内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者に伝える。

#### 2 被害状況の把握、報告

開館時の場合は、速やかに施設利用者及び在勤職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

なお、避難所に指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、避難所として使用可能の有無についても市本部に報告する。

#### 3 臨時休館等の措置

施設管理者及び市教育委員会は、市内の被害状況等から、臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、市本部を通じて住民への広報を行う。

## 第20節 清掃計画

一般災害編第3章第23節「清掃計画」を準用する。

## 第21節 応急住宅対策計画

### (建設課)

一般災害編第3章第24節「応急住宅対策計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。

#### 第1 応急危険度判定

##### 1 建築物対策

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあり、そのため、被災建物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

##### (1) 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災建築物

応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格取得等、応急危険度判定体制の整備を推進する。

(2) 公共建築物の確認

市は、被災建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用の可能性について判断を行う。

(3) 一般住宅の応急危険度判定の実施

ア 市は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。

イ 判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

ウ 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」のステッカーを見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

(4) 応援要請

市内で必要人数の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の出動を要請する。

県災害対策本部への応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士派遣要請の流れは、別表の被災建築物応急危険度判定フローのとおりとする。

(5) 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して防災行政無線広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止等の広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

2 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

危険度判定は、市災害対策本部の派遣要請に基づいて行う。

(1) 危険度判定

ア 山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。

ウ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、地震又は降雨等の災害後に迅速に被災宅地危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災宅地危険度判定士の資格取得等、危険度判定体制の整備を推進する。

### (3) 被災宅地の確認

市は、被災宅地について危険性を確認し、二次災害の防止と宅地の使用の可能性について判断を行う。

### (4) 応急措置の実施

市は、被災宅地危険度判定の結果に基づき、被災宅地に対して立入禁止等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

### (5) 応援要請

市内で必要人数の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の出動を要請する。

### (6) 被災宅地危険度判定士の養成

山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、被災宅地危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を被災宅地危険度判定士として登録する。

### (7) 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して防災行政無線、広報車等による被災宅地に対する危険性や事故防止等の広報活動等を行う。また、被災宅地の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

## 第2 応急仮設住宅

大規模な地震が発生したとき、震災後、市は、県、建設業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

### 1 応急仮設住宅建設用地の確保

「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」によると、東海地震等の大規模地震が発生した場合には、揺れ及び液状化等の影響により市内建物の229棟が全壊、1,109棟が半壊の被害にあい、発災1か月以降の応急仮設住宅需要は約217戸と想定されている。

市は、この想定結果等を踏まえて、災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設できるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設に適した用地を次のとおり選定している。

### 応急仮設住宅建設候補地リスト

作成日 平成27年11月

候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地所有者	敷地面積 ㎡	建設戸数 戸	特記事項
豊富農村広場	中央市大鳥居3866	中央市	7,950	68	東花輪駅から車で20分 県道沿い
農村公園	中央市関原1018	〃	32,792	131	
鍛冶新居第二公園	中央市山之神3629-1	〃	3,001	36	
田富ふるさと公園	中央市臼井阿原1740	〃	10,293	109	
田富福祉公園 (ゲートボール場)	中央市臼井阿原205-1	〃	13,413	39	
玉穂ふるさとふれあい広場	中央市乙黒1-1	〃	43,000	170	

中巨摩地区第二公園グラウンド	中央市一町畑286—1	中巨摩広域事務組合	25,633	185	
----------------	-------------	-----------	--------	-----	--

また、当該用地に建設ができない場合、あるいは該当用地だけでは不足する場合には、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

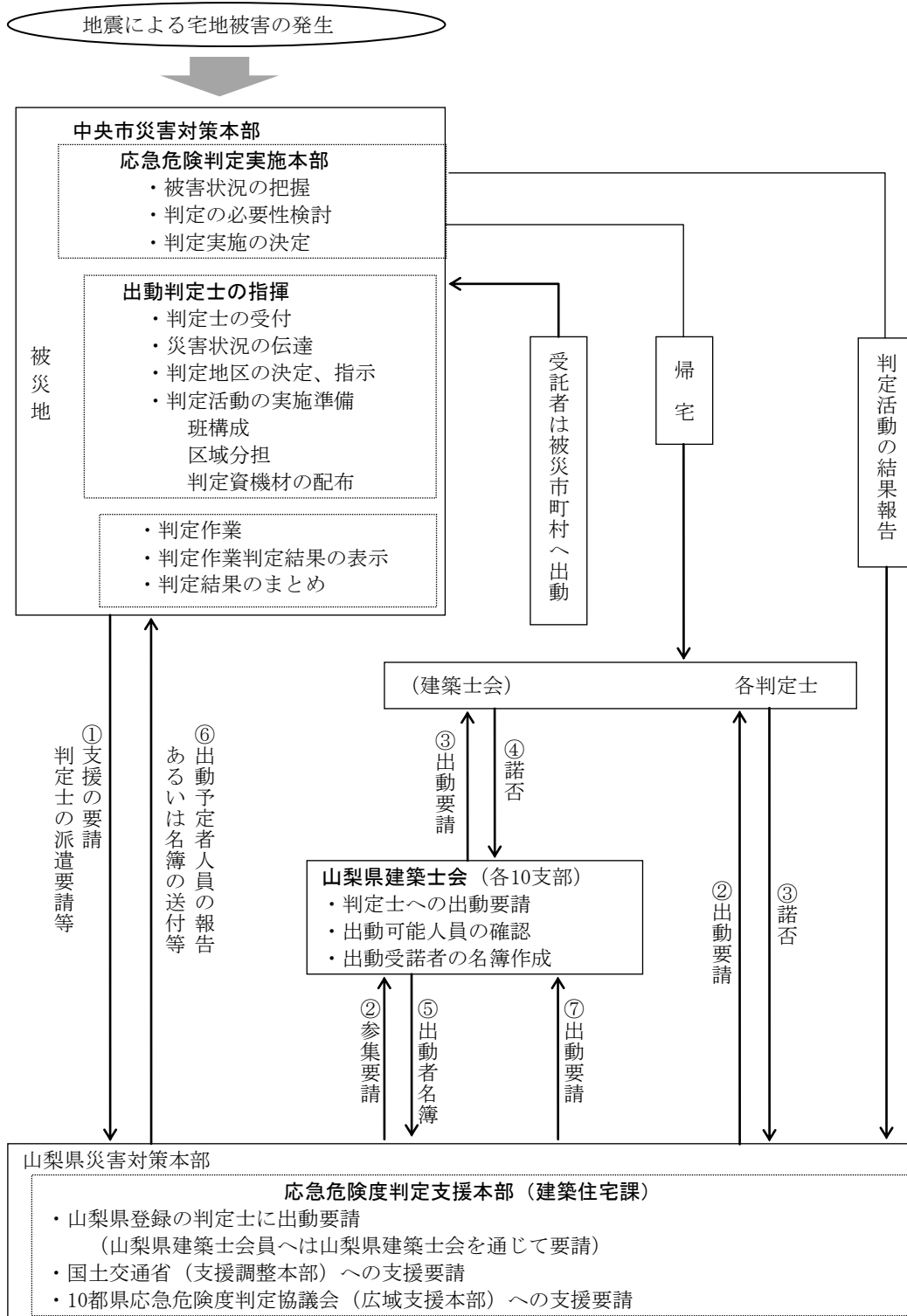
#### 建設用地の選定条件

- 1 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- 2 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- 3 被災者の生業の見通しが立つ場所
- 4 水害、液状化等の二次災害のおそれがない場所

## 2 仮設住宅の建設

- (1) 市災害対策本部は、応急仮設住宅の建設用地を選定して、必要とする戸数の建設を県災害対策本部へ要請する。
- (2) 県及び市の災害対策本部は、建設用地の状況調査を実施する。(二次災害への安全性、資材搬入ルート、ライフラインの状況・復旧時期の確認等)
- (3) 県災害対策本部は、建設戸数を決定し、建設業者への工事を発注する。
- (4) 完成後、災害対策本部が入居者を選定する。
- (5) 入居開始

被災建築物応急危険度判定フロー



## 第22節 救出計画

### (市民課、消防本部、消防団、警察署)

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第25節「救出計画」の定めるところによる。

#### 第1 住民の初期活動

##### 1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

##### 2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当てや人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

##### 3 要配慮者の救護

地区に住む要配慮者に対して、地震発生時には、安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

#### 第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線及び無線通信が途絶した場合には、市防災行政無線の活用若しくは急使を派遣する等災害対策本部又は消防署への連絡に努めるものとする。

#### 第3 市の救出活動等

##### 1 救出活動

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

###### (1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

資料編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 370
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 373
	・災害時等の相互応援に関する協定書	P 378
	・山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における 災害時等の相互応援に関する協定書	P 380
	・災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	P 398

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、中巨摩郡医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果に基づき救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等には、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を行い、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

## 第23節 死体の捜索及び保護並びに埋葬計画

一般災害編第3章第26節「死体の捜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

## 第24節 障害物除去計画

一般災害編第3章第27節「障害物除去計画」を準用する。

## 第25節 生活関係施設の応急対策計画

(水道課、下水道課、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、東日本電信電話(株)山梨支店、東海旅客鉄道(株))

### 第1 上水道施設応急対策

建設対策部水道班は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

#### 1 要員の確保

建設対策部水道班が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

#### 2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

#### 3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、市上水道給水装置工事事業者等へ協力を要請する。

#### 4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

#### 5 送配水管等の復旧

送配水管の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管等順次復旧する。

#### 6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

#### 7 甲府市上下水道局への被害調査・応急復旧要請

地震が発生した場合は、玉穂地区に給水している甲府市上下水道局に対して、水道施設に異常がないか、水道施設の被害調査、また水質調査等を依頼するものとする。また、地震により水道施設が被害を受け、断水等が生じた場合は、直ちに甲府市上下水道局に連絡し、水道施設の早期応急復旧の実施を要請するものとする。

資料編・中央市上水道給水装置工事事業者一覧

P 332

### 第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについて応急処置を行う。

#### 1 要員の確保

建設対策部下水道班が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

#### 2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市排水設備指定工事店等へ協力を要請



する。

### 3 応急処置計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- (1) 応急処置の緊急度及び工法
- (2) 処置資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置
- (5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

### 4 非常時の汚泥処理計画の策定

市は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるように計画を策定する。

### 5 広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

## 第3 電気施設応急対策

- 1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- 2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画を立て実施する。
- 3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。
- 4 避難所への電力供給を実施する。

## 第4 都市ガス施設及び簡易ガス施設応急対策

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- 4 避難所等に必要な燃料を供給する。

## 第5 液化石油ガス施設応急対策

- 1 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を行う。
- 2 販売事業者は、(社)山梨県エルピーガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。  
消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。  
また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する。
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

## 第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

### 1 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

### 2 応急復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

#### (1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが見込まれるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

#### (2) 応急復旧

ア 可搬型移動無線機による途絶の解消（特設公衆電話等、臨時回線の作成）

イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧

ウ 可搬型移動無線車、可搬型衛星通信地球局による中継伝送路の応急復旧

エ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧

オ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

#### (3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

## 第7 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれがあるものの早期復旧措置をとる。

### 1 要員の確保

東海旅客鉄道(株)が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

### 2 広報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

### 3 工事事業者への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事事業者に要請する。

### 4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

## **第 2 6 節 労働力確保計画**

一般災害編第 3 章第 29 節「労働力確保計画」を準用する。

## **第 2 7 節 民生安定事業計画**

一般災害編第 3 章第 30 節「民生安定事業計画」を準用する。

## **第 2 8 節 災害ボランティア支援対策**

一般災害編第 3 章第 31 節「災害ボランティア支援対策」を準用する。

## 第4章 東海地震に関する事前対策計画

### 第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

#### (各課共通)

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

市は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合又は東海地震注意情報が発表された場合に、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知に関する情報等の発表に伴う混乱の未然防止に努めるものとする。

#### 第1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

##### 1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

##### (1) 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合発表する情報

##### (2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査を行った場合発表する情報

##### 2 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

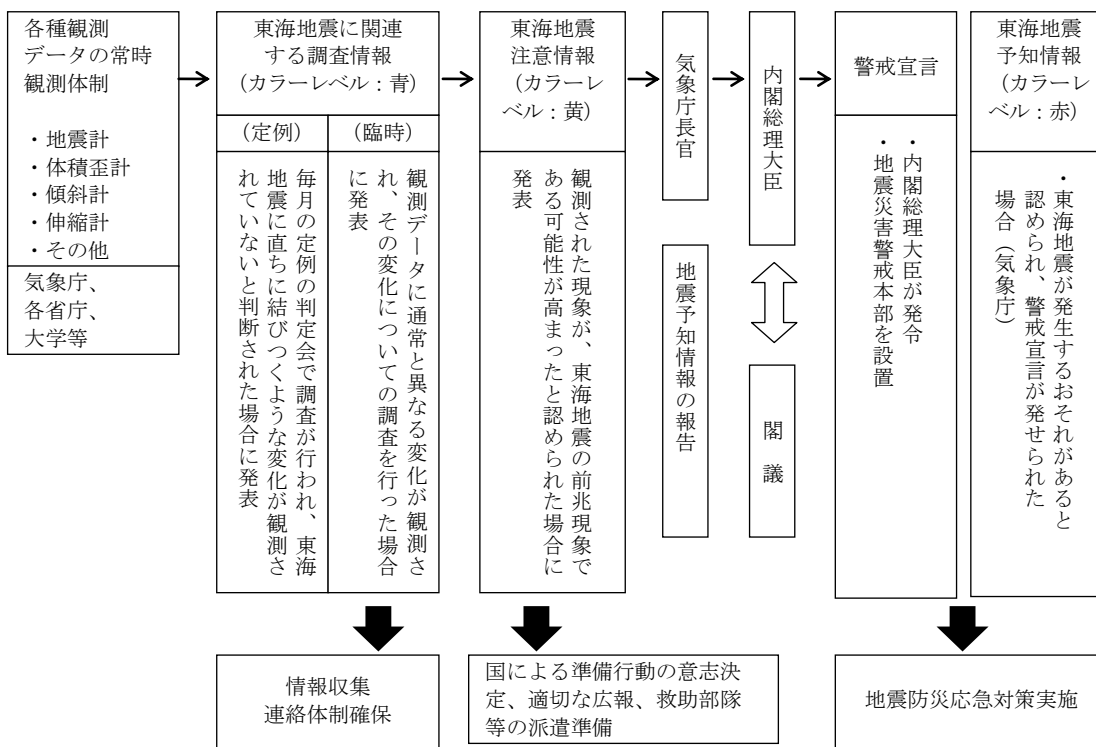
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

##### 3 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

## 東海地震に関連する情報の発表の流れ



## 第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

（各課共通）

### 第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

#### 1 市職員の配備体制及び活動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、配備該当職員（「東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制」に指定する職員）は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

#### 2 県、防災関係機関との連絡体制の確保

市は、職員の中から連絡担当職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

#### 3 情報の周知

##### (1) 職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

##### (2) 住民への広報

防災行政無線、広報車、市ホームページ等を活用し、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかけ

る。

## 第2 東海地震注意情報発表時の体制

- 1 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
- 2 全員参集
- 3 地震災害警戒本部設置の準備

- 4 防災行政無線、広報車等による住民への広報

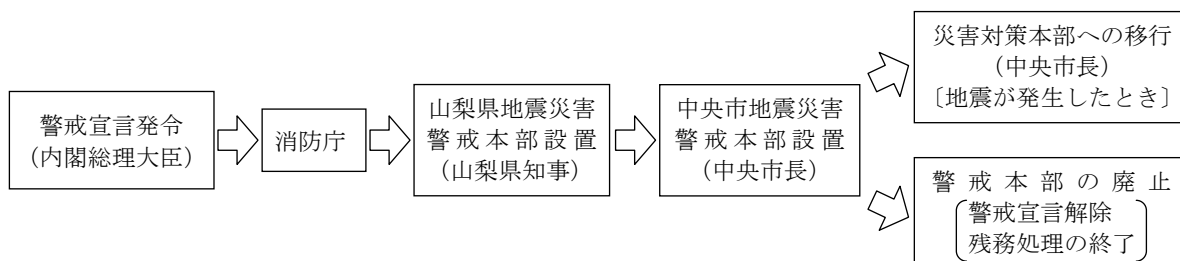
市長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

- 5 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- 6 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための指定避難所の開設準備
- 7 県への要請・報告等の実施
- 8 物資・資機材の点検・確認
- 9 その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

## 第3 東海地震予知情報発表（警戒宣言発令）時の体制

市は、警戒宣言が発せられたとき、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び住民等の協力を得て、地震防災応急対策の実施に努めるものとする。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。



### 1 中央市地震災害警戒本部の設置

市長は、内閣総理大臣から地震に関する「警戒宣言」が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法に基づき県に準じて中央市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急対策を実施する。

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条の規定により直ちに平常業務を停止し、市警戒本部を市役所田富庁舎内に設置する。
- (2) 市警戒本部の組織及び編成・分担は、中央市地震災害警戒本部条例（平成18年中央市条例第16号）に定めるところによる。

資料編・中央市地震災害警戒本部条例

P 521

### 2 警戒本部の廃止

警戒解除宣言が発せられ、かつ警戒本部で行う残務処理が終了したときは、警戒本部を廃止する。

### 3 災害対策本部への移行

市長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、市災害対策本部を設置する。なお、警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

### 4 地震防災応急対策要員の参集等

(1) 配備体制は、次のとおりとする。

配備体制の名称	配備基準	配備を要する所属及び人員等
東海地震に関する調査情報（臨時）配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震に関する調査観測情報（臨時）が発表されたとき	総務対策部に該当する課の職員 (約15人)
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震注意情報が発表されたとき	全所属全職員の配備 (約245人)
警戒宣言配備体制	警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき	全所属全職員の配備 (約245人)

(2) 消防団長は、東海地震注意情報が発表された場合、消防団員に参集を命ずるものとする。

(3) 市職員及び消防団員は、地震予知に関する情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに報道に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により指定された場所に参集するよう努める。

(4) 職員の参集場所は所属する市役所庁舎とし、消防団員の参集場所は、消防団長及び副団長は市役所田富庁舎、消防団員は各部詰所とする。

(5) 小・中学校、保育園及びその他中央市が管理する公共施設の参集等については、各施設において定めるところによる。

(6) 各課長は、所属職員の参集状況を記録し、総務課長を通じて市長に報告する。

### 5 職員の参集計画

職員は勤務時間外又は休日においても警戒宣言の発令等地震予知に関する情報を常に知り得るように努めるものとし、配備基準により、直ちに参集場所に集合するものとする。

(1) 市長は、中央市地震災害警戒本部編成表（以下「編成表」という。）に基づく各課の災害応急活動を実施するのに必要な職員の参集計画を策定するものとする。

(2) 東海地震に関する情報の伝達については、総務課長から各課長に、各課長から各職員に伝達されるものとする。したがって、各課長は事前に伝達連絡図を作成しておくものとする。

(3) あらかじめ課長全員で協議して、編成表に基づく所属職員の参集名簿を作成し、市長に提出しなければならない。

(4) 参集対象から除外する職員は、平常時における病弱者、身体不自由等で災害活動を実施することが困難である者と、遠隔地からの通勤者及び公務出張中の者その他市長が認める者とする。

(5) 各課長は参集時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、個人参集表を作成し、あらかじめ職員に通知する。

## 6 参集時の心得

### (1) 参集時の携帯品

タオル、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具

### (2) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属部長に報告するものとする。

## 7 警戒本部の事務

### (1) 地震予知に関する情報等の収集と住民、防災機関等への伝達

### (2) 自主防災会や防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告

### (3) 避難の勧告又は指示

### (4) 事前避難対象地区からの避難のための避難場所の開設

### (5) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施

### (6) 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者等への指導

### (7) 救急救助のための体制確保

### (8) その他町内での地震防災対策の実施

## 第4 地震発生時

### 1 中央市災害対策本部

(1) 市長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため中央市災害対策本部を設置する。

(2) 警戒本部から災害対策本部に移行するときの災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。

### 2 災害対策本部の業務

地震が発生し、災害対策本部が設置された場合の業務は、本編第3章「災害応急対策計画」及び本編第5章「災害復旧・復興対策計画」に定めるとおりとするが、主に次のとおりである。

#### (1) 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

#### (2) 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整

#### (3) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示

#### (4) 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請

#### (5) 避難路の確保、避難誘導、避難場所の設置運営

#### (6) 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出

#### (7) ボランティアの受け入れ

#### (8) 自主防災会との連携及び指導

#### (9) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報

#### (10) 防疫、その他の保健衛生

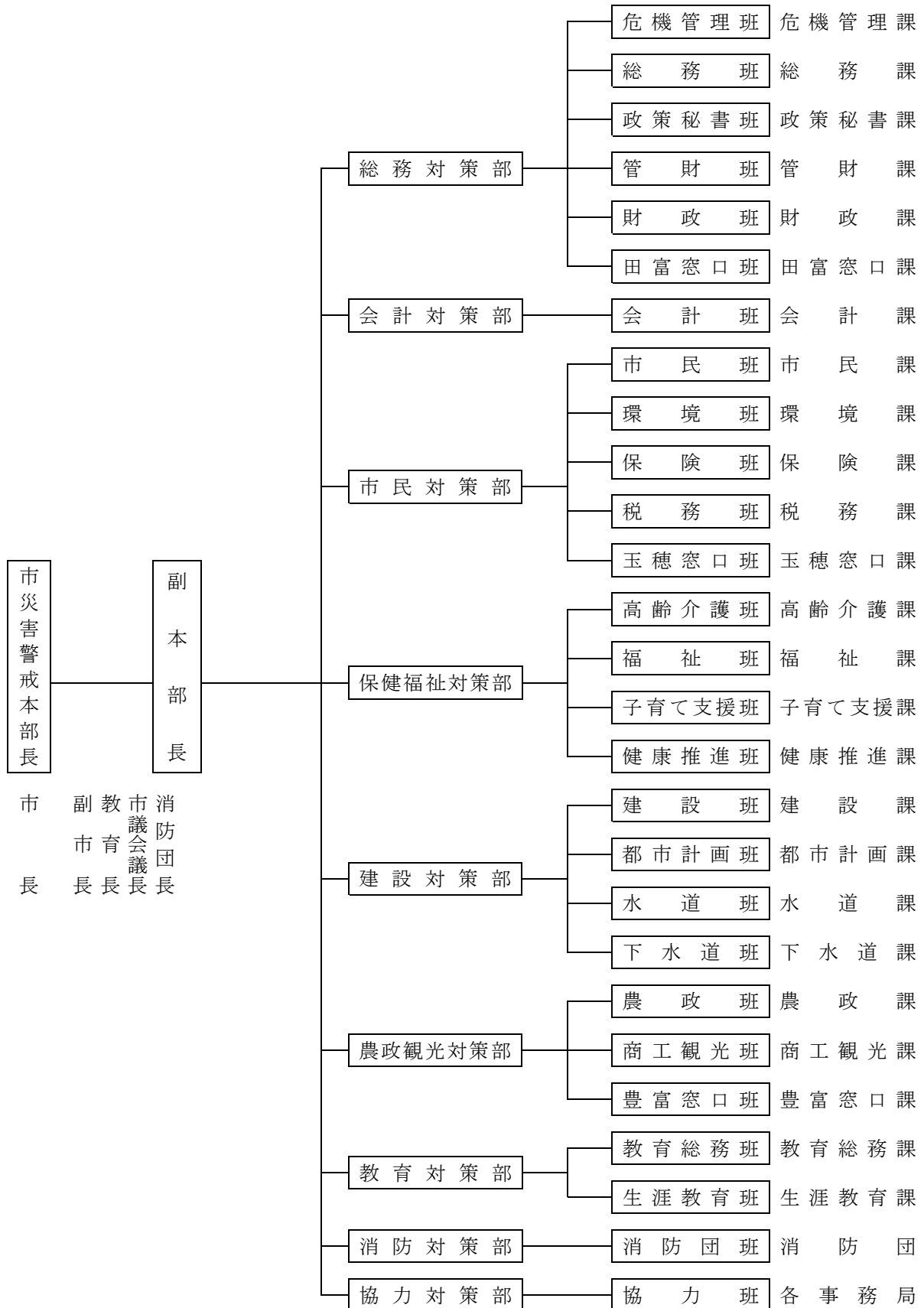
#### (11) 緊急輸送道路の確保及び調整

#### (12) 施設及び設備の応急復旧

#### (13) その他災害発生の防ぎよ、拡大防止のための措置等



中央市地震災害警戒本部構成図



中央市地震災害警戒本部編成表

部名	担当班、課名		所掌事務
	班	課	
総務対策部 (総務課長)	危機管理班	危機管理課	1 地震災害警戒本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連絡等に関すること。 4 地震予知関連情報の伝達に関すること。 5 本部員への連絡招集に関すること。 6 避難、警報等の指示に関すること。
	総務班	総務課	1 職員の非常招集、解散に関すること。 2 各自主防災会との連絡に関すること。 3 交通関係機関との連絡調整に関すること。
	政策秘書班	政策秘書課	1 警報等の広報に関すること。 2 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。
	管財班 財政班	管財課 財政課	1 庁舎の維持、管理に関すること。 2 所管施設（公園施設を含む。）の応急対策に関すること。 3 庁用自動車、民間自動車の確保及び調達に関すること。
会計対策部 (会計管理者)	会計班	会計課	1 総務対策部各班の応援に関すること。
市民対策部 (市民課長)	市民班	市民課	1 市民対策部各班の応援に関すること。
	環境班	環境課	1 清掃及び防疫対策に関すること。
	税務班	税務課	1 市有財産及び営造物の応急対策に関すること。
市民対策部 (市民課長)	保険班	保険課	1 災害救助対策に関すること。 2 要配慮者の応急対策に関すること。 3 医薬品その他衛生資材の確保に関すること。
保健福祉対策部 (福祉課長)	高齢介護班	高齢介護課	4 医療施設の応急対策に関すること。
	子育て支援班	子育て支援課	5 社会福祉施設の応急対策に関すること。
	健康推進班	健康推進課	6 保育園児の避難誘導に関すること。
総務対策部 (総務課長)	田富窓口班	田富窓口課	1 避難誘導に関すること。 2 避難地、避難所の設置、管理及び運営に関すること。
市民対策部 (市民課長)	玉穂窓口班	玉穂窓口課	
農政観光対策部 (農政課長)	豊富窓口班	豊富窓口課	
保健福祉対策部 (福祉課長)	福祉班	福祉課	
建設対策部 (建設課長)	建設班 都市計画班	建設課 都市計画課	1 道路、橋梁等の応急対策に関すること。 2 応急対策に必要な機械器具、重機及び材料等の調達に関すること。
	水道班	水道課	1 飲料水の確保に関すること。 2 上水道施設の応急対策に関すること。

			3 上水道工事指定店の協力要請に関する こと。
	下水道班	下水道課	1 下水道施設の応急対策に関する こと。 2 下水道工事指定店の協力要請に関する こと。
農政観光対策部 (農政課長)	農政班	農政課	1 応急対策に要する資機材、食料、生活必需品、器具及び燃料等の調達に関する こと。 2 農林産物並びに農地・山地の応急対策に関する こと。 3 農林道の応急対策に関する こと。 4 農林施設の応急対策に関する こと。 5 家畜及び畜産施設の応急対策に関する こと。
	商工観光班	商工観光課	1 商工業、観光等の応急対策に関する こと。
教育対策部 (教育総務課長)	教育総務班 生涯教育班	教育総務課 生涯教育課	1 学校教育施設、社会教育施設、社会体育施設の 応急対策に関する こと。 2 児童・生徒等の避難誘導に関する こと。 3 文化財の保全措置に関する こと。
消防対策部 (消防団長)	消防団班	消防団	1 消防に関する こと。 2 水防に関する こと。
協力対策部 (議会事務局長)	協力班	議会事務局	1 各部への応援に関する こと。

### 第3節 情報の内容と伝達

#### (各課共通)

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知に関する情報の内容その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）等の伝達、指示は、防災関係機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行うものとする。なお、警戒宣言発令時には、有線電話の混乱が予想されるのでそれに対応した体制を確立しておくものとする。

#### 第1 地震予知に関連する情報等の伝達

##### 1 情報の種類及び内容

##### (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合に気象庁から関係機関に伝達される情報。

##### (2) 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

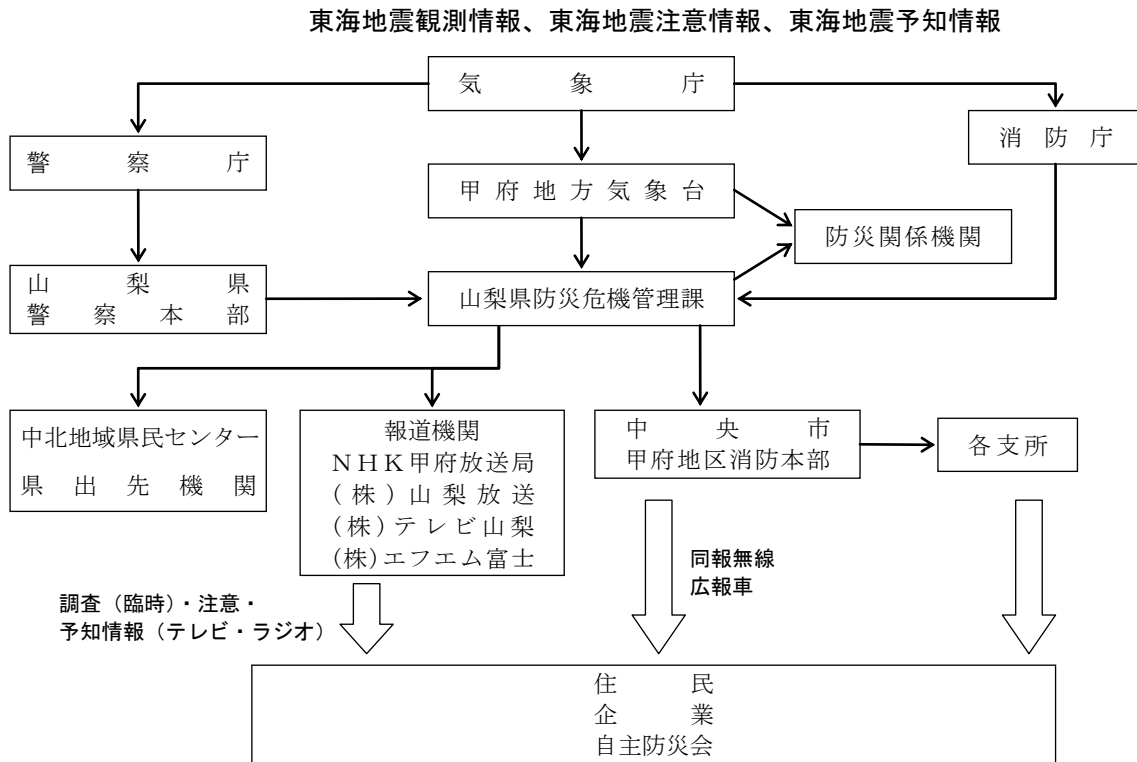
##### (3) 東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

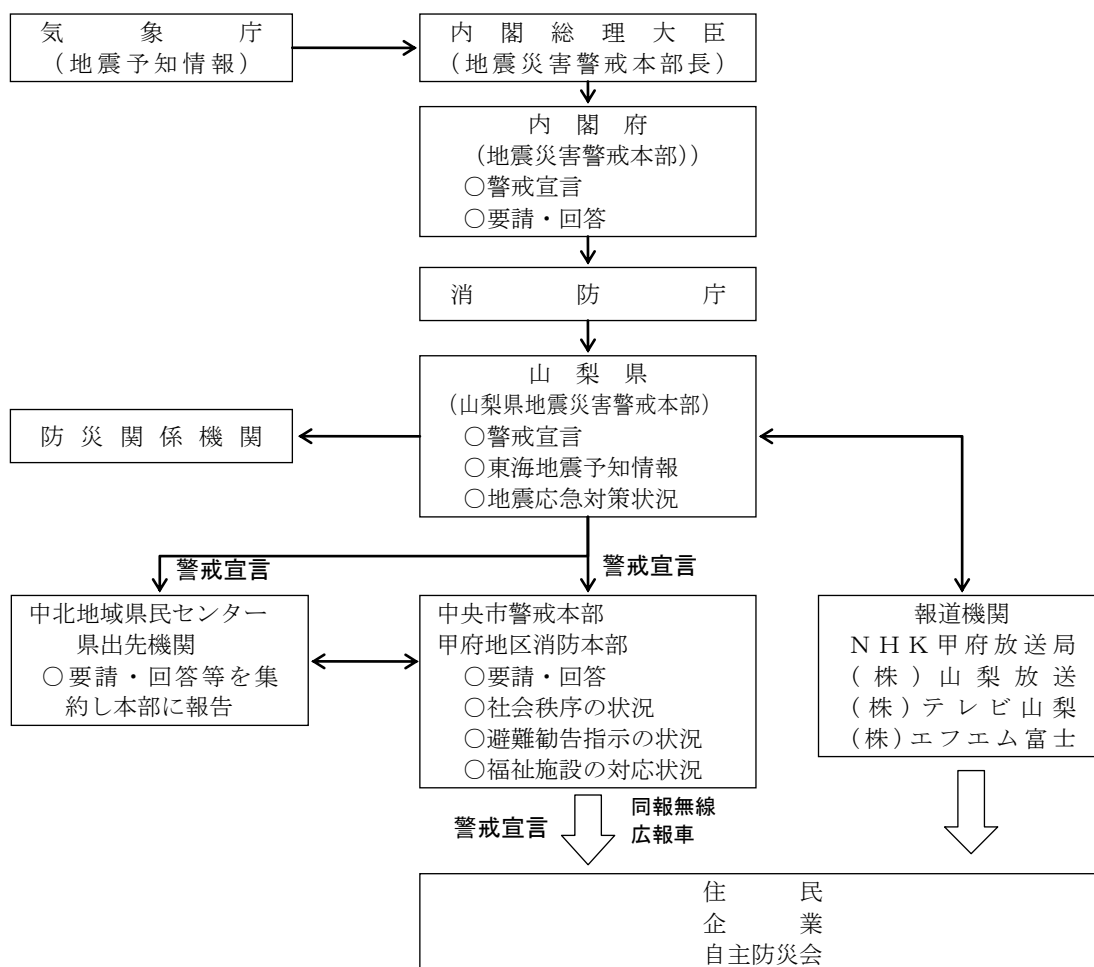
(4) 警戒宣言

内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

2 情報の連絡及び通報



### 警戒宣言発令時の情報伝達系統



## 第2 応急対策実施状況等の収集、伝達

### 1 情報の収集、伝達

県、市、防災関係機関は、相互に連絡をとり、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

### 2 収集、伝達の方法、内容等

#### (1) 関係機関等からの情報収集

市警戒本部は、防災関係機関等から次の情報等を収集する。

関係機関名	収集すべき情報
中巨摩医師会	病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
南甲府警察署	交通規制の状況
東海旅客鉄道(株)	運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に残留している旅客数
東日本電信電話(株)山梨支店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数
山梨交通(株)	運転を停止したバス台数及び営業所に残留している旅客数
市民対策部	保育を停止した保育園数、保育園に残留している園児数
教育対策部	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
避難場所の施設管理者	避難状況
中央市商工会	主要スーパーの営業停止店舗数

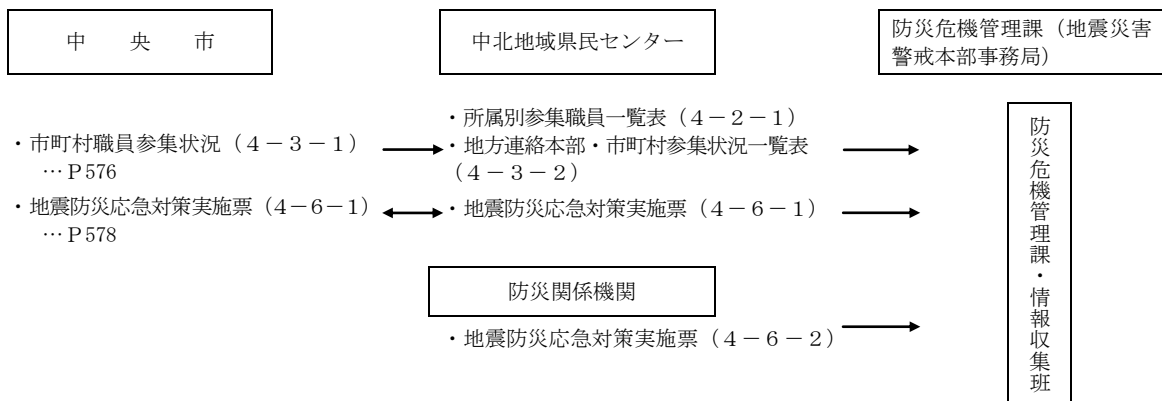
### 3 収集、伝達の方法、内容の県への報告

市は、1で収集した情報及び次の事項についてあらかじめ定める様式により県警戒本部に報告する。

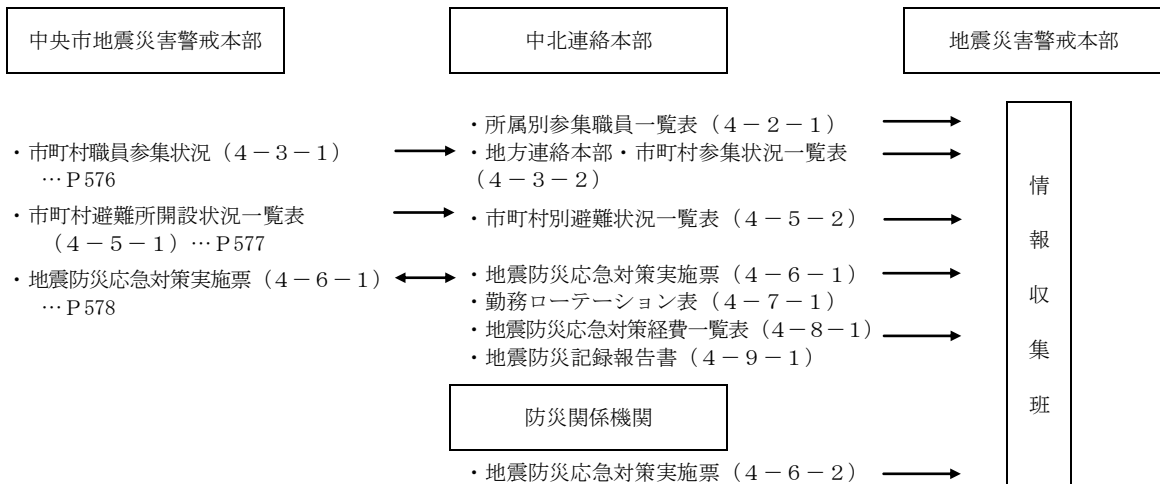
報 告 ル ー ト		報 告 事 項	
県警戒本部設置状況	設置前	市危機管理課→中北地域県民センター→県防災危機管理課	避難状況、救護状況、旅行者数（鉄道、定期バス（施設構内の者を除く。）、通行規制等で停滞している車両数
	設置後	市警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	市福祉事務所→中北保健福祉事務所→県福祉保健部→県防災危機管理課	保育を停止した保育所数、保育所に残留している園児数
	設置後	市警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	市教育委員会→中北教育事務所→県教育委員会→県防災危機管理課	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
	設置後	市警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	市商工観光課→中北地域県民センター→県産業労働部→県警戒本部	主要スーパーの営業停止店舗数
	設置後	市警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	

#### 「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

(東海地震注意情報発表時)



(東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時)



## 第4節 広報活動

(危機管理課、政策秘書課、東京電力パワーグリッド(株)、田富窓口課、東海旅客鉄道(株)、豊富窓口課、山梨県バス協会(社))

地震予知に関する情報等の発表に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知に関する情報に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

### 第1 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、地震防災応急対策が迅速、的確に実施されるよう、各機関の計画に基づき広報を実施するが、各機関の広報の概要は次のとおりである。

#### 1 県

地震予知に関する情報、交通機関の運行状況及び道路交通状況、家庭及び自主防災会等のとるべき措置等について、報道機関の協力を得てテレビ・ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、ヘリコプター、冊子等により実施する。

#### 2 県警察

車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用等で広報する。また、テレビ・ラジオ、新聞等への積極的な協力を要請するとともに、状況に応じてヘリコプターによる広報を実施する。さらに、駐在所等を利用した住民相談窓口を開設する。

#### 3 防災関係機関

##### (1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により、有効適切な放送を行う。

##### (2) 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

##### (3) ガス供給機関

報道機関及び広報車を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

##### (4) 東日本電信電話(株)

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

##### (5) 東海旅客鉄道(株)

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

##### (6) バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

##### (7) 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(8) 水道管理者

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

(9) その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関についても、状況に応じて適切な広報活動を実施する。

## 第2 中央市の広報

### 1 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- (2) 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 生活関連情報
- (5) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (6) 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- (7) 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (8) 家庭において実施すべき行動
- (9) 自主防災会に対する防災活動の呼びかけ
- (10) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (11) 市の準備体制の状況
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

### 2 住民・滞在者等に対する広報文例

住民、滞在者等に対する広報文例は、別表のとおりとするが、必要に応じ1に掲げる事項を加えるものとする。

### 3 広報手段

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、防災行政無線、防災信号、広報車、広報紙、冊子、市ホームページ、庁舎・支所内住民問い合わせ窓口、外国語放送等又は自主防災会を通じる伝達ルートを用いて行うものとする。

#### (1) 市からの伝達

市職員内部等の伝達は主に庁内放送、電話、口頭により行い、住民に対しての伝達は、次の方法で行うものとする。また、住民からの問い合わせに対応できるよう、状況に応じ問い合わせ窓口を設置する。

##### ア 防災行政無線の利用

市内に設置している広報用スピーカーにより行う。

防災行政無線施設の設置状況は、資料編に掲載のとおりである。

##### イ 広報車の利用

市が管理所有している広報用自動車を緊急輸送車両として登録し伝達を行う。


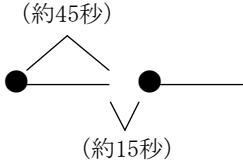
#### (2) 消防団からの伝達

消防団長及び分団長に対し電話等を通じて伝達を行うとともに、一般住民に対しては消防車



により各分団の区域を拡声器により行い、さらにサイレン及び警鐘等により伝達を行う。

### 地震防災信号

警 鐘	サイレン
	
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続をすること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

#### (3) 自治会長からの伝達

自治会長（自主防災会会長）は、その地域内の住民に対してハンドマイク等により伝達をするものとする。この場合、地域の組織等を利用して行うなど、その方法をあらかじめ定めておくものとする。

#### 別表

#### 「東海地震に関連する情報」に伴う広報

東海地震に関連する調査情報（臨時）	1 か以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震調査情報（臨時）の発表 (例文 1)	→	東海地震調査情報（臨時）の解除 (例文 3) 東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合
	顕著な地震活動（地震）が発生した場合	→	東海地震調査情報（臨時）の発表 (例文 2)	→	東海地震調査情報（臨時）の解除 (例文 4) 東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合
東海地震注意情報	2 か以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震注意情報の発表 (例文 5) ※ひずみ計で観測された「有意な変化」が、判定会において東海地震の前兆すべりである可能性が高まったと判定された場合	→	東海地震注意情報の解除 東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合
東海地震予知情報	3 か以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震予知情報発表 (例文 6) ※ひずみ計で観測された「有意な変化」が、判定会において東海地震の前兆すべりによるものと判定された場合	→	東海地震予知情報の解除 ※東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合。又は、東海地震が発生した場合。

## 例文 1

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表時における広報用の例文  
[1か所以上のひずみ計で「有意な変化」が、観測された場合のもの]

- こちらは、防災ちゅうおうです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- すでに、市では、情報収集体制をとっております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、市からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 市民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

## 例文 2

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表時における広報用の例文  
[顕著な地震活動（地震）が発生した場合のもの]

- こちらは、防災ちゅうおうです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- すでに、市では、情報収集体制をとっております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、市からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 市民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

## 例文 3

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の解除時における広報用の例文  
[ひずみ計で観測された「有意な変化」が、東海地震との関連性がないことが分かった場合のもの]

- こちらは、防災ちゅうおうです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- 東海地震発生のおそれはなくなりました。
- 市民の皆様は、御安心ください。

## 例文 4

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の解除時における広報用の例文  
[観測された「地震」が、東海地震のとの関連性がないことが分かった場合のもの]

- こちらは、防災ちゅうおうです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- 東海地震発生のおそれはなくなりました。
- 市民の皆様は、御安心ください。

## 例文 5

### 「東海地震注意情報」発表時における広報用の例文

〔「東海地震注意情報」が発表された場合のもの〕

- こちらは、防災ちゅうおうです。
- 先ほど、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- 市民の皆様は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や市からの呼びかけ、市の防災計画に従って行動してください。
- また、自動車での外出を控え、家族同士の連絡方法の確認、家具の固定、水の汲み置きなど地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震発生のおそれがあると判断された場合、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられますので、今後の情報に注意し、落ち着いた行動をお願いします。

## 例文 6

### 「警戒宣言」発表時における広報用の例文

〔「警戒宣言」が発表された場合のもの〕

- こちらは、防災ちゅうおうです。
- 大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震対策に対する警戒宣言を発表します。
- この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度 6 弱以上、その隣接地域では震度 5 強程度の地震となることが予想されます。
- 市民の皆様は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び市の防災計画に従って行動してください。

## 第 5 節 避難活動

(危機管理課、政策秘書課、総務課、教育総務課、消防団、市民課、生涯教育課、消防本部、福祉課、高齢介護課、子育て支援課、健康推進課、警察署)

### 第 1 避難勧告又は指示の基準等

警戒宣言発令時には、市長は、事前避難対象地域の住民を対象に避難の勧告又は指示を行うものとする。

なお、東海地震注意情報の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令時では迅速な避難ができない場合は、この段階で要配慮者の避難を実施することができるものとする。

### 第 2 避難場所の定義等

避難場所には避難地と避難所があり、その区分、定義等については、本編第 3 章第 14 節第 2 「避難場所の定義等」を準用する。

### 第3 市が行う避難活動

#### 1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる事前避難対象地域は、地震が発生した場合に市長が危険と認める地区とする。

本市における事前避難対象地域は次のとおりである。

なお、事前避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。

#### 東海地震事前避難対象地域

予想される災害	関係地域	特に影響する自治会	避難地
L Pガス、爆発又は火災	東花輪北東地区、布施の一部	東花輪第1	東花輪第一公民館広場
		東	東公園
		新町第1	田富中学校グラウンド

#### 2 事前避難対象地区住民等への周知

市は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板等により、次の事項について周知徹底を図る。

#### 事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の避難地
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 避難路
- ⑤ 車両による避難が行われる地域及び対象者
- ⑥ 避難の勧告と伝達方法
- ⑦ その他必要な事項

#### 3 警戒区域の設定

市長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区に避難の勧告又は指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。

#### 4 自主防災会への指示

市長は、警戒宣言発令時には自主防災会に対し次の指示を行う。

#### 自主防災会への指示事項

- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- ② 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 避難場所の点検及び収容準備
- ④ 収容者の安全管理に関する協力
- ⑤ 負傷者の救護準備
- ⑥ 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護

- 5 災害救助法の適用となる避難対策への対応  
市長は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。
- 6 外国人等に対する避難誘導等の対応  
外国人、外来者等に対する避難誘導等については、状況によっては外国語教師、ボランティア等の協力を得て適切に対応する。
- 7 帰宅困難者及び滞留旅客対策
  - (1) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、滞在場所の設置及び帰宅支援対策の対策を実施する。
  - (2) JR身延線が運転を停止し、東海旅客鉄道(株)から次の対策の実施を依頼されたときは、状況に応じ必要な対策を実施する。
    - ア 駅施設の旅客への食事の斡旋援助
    - イ 待機が長期間となった場合における市指定避難場所への避難
    - ウ 病人発生等の緊急を要する事態が発生した場合は、救急医療機関へ収容する等の応急措置の実施
- 8 避難地における避難生活の確保
  - (1) 市が設置した避難地には、情報連絡のため市職員、消防団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
  - (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災会等が準備する。
  - (3) 食料等の生活必需品は、各人が3日分(保存できるものは1週間分)を用意する。
  - (4) 市は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、東海旅客鉄道(株)等と協議する。
  - (5) 市は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
  - (6) 市は、避難場所での要配慮者専用スペースの確保、福祉避難所の確保と要配慮者の搬送及び避難行動要支援者への支援を行う。
  - (7) 避難場所では自主防災会の単位で行動する。

## 第6節 住民生活防災応急活動

(危機管理課、総務課、水道課、健康推進課、農政課、福祉課、高齢介護課、建設課、環境課、商工観光課、税務課、教育総務課)

### 第1 食料及び生活必需品の調達

#### 1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品調達の基本方針は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- ② 市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。  
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ずる。  
なお、備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

## 2 物資等の確認

市は、必要な食料、生活必需品等の品目、数量を把握し、市内の食料販売業者、中巨摩東部農業協同組合、甲斐酪農業協同組合、中央市商工会等と連絡をとり、調達可能物資を確認し、必要量を確保する。

## 3 受入体制の整備

搬送される物資の集積所を「田富市民体育館」に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

なお、当該施設に農政班及び税務班の職員を配置し、物資の管理を行うものとする。

## 4 配分準備

搬送された物資の各避難場所への配分準備を行う。

## 5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

## 第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発令時における市の対策は、次のとおりである。

### 1 資機材の確認

市で保有する応急給水用資機材の確認、整備を行い、不足する場合は、市内業者等から調達する。

### 2 広報の実施

水道班は、甲府市上下水道局と連携して住民に飲料水の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、防災行政無線、広報車等により広報を行う。

### 3 応急復旧対策の準備

市上水道給水装置工事事業者へ連絡をし、応急復旧作業に必要な人員、資機材等を確保する。

## 第3 医療活動

警戒宣言発令時における市の対策は、次のとおりである。

### 1 医薬品、医療資機材等の確保

市は、市内薬店、市内医療機関、中巨摩郡医師会等から必要な医薬品、医療資機材を確保するほか、市内医療機関、中巨摩郡医師会に対して、医薬品、医療資機材の確保を行うよう呼びかける。

### 2 救護所の開設準備

保健センター又は避難場所等に医療救護所の開設準備を行い、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入体制について中北保健所に通知する。

### 3 搬送準備

傷病者等を搬送するための車両、要員を確保する。

### 4 医療体制についての広報

医療救護所、市内医療機関の受入体制について広報する。

#### 第4 清掃、防疫等保健衛生活動

警戒宣言発令時における市の対策は、次のとおりである。

##### 1 防疫活動の準備

市が保有する消毒用薬剤、資機材の確認を行い、不足する場合は、関係業者から調達する。

##### 2 し尿処理の準備

応急仮設トイレの必要数を検討し、調達の準備をする。

また、応急仮設トイレ設置に伴い、し尿収集許可業者と連絡をとる等、し尿の汲み取り準備を行う。

#### 第5 災害廃棄物処理

##### 1 発生量の把握

大規模災害発生時においては、倒壊家屋等大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場を確保する。

##### 2 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋等のがれきは、処理に長時間を要するため、がれきの発生量、道路状況等を勘案して、避難の完了した避難地等の公有地の中から仮置場を確保する。

##### 3 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保を図る。

##### 4 がれきのリサイクル

応急活動後、市は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

#### 第6 児童・生徒等の保護活動

東海地震注意情報発表時又は警戒宣言発令時には、学校、保育園（以下「学校等」という。）は、児童・生徒等の安全を確保するため、市教育委員会と連携し、次の措置を講じる。

##### 1 東海地震注意情報が発表されたときには、本市の学校等は事前避難対象地区に指定されていないが、遠距離通学者等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、次の措置を講じる。

(1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。

(2) 原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学校以上は集団下校とする。

(3) 帰宅経路の選定、教師の同行等あらかじめ集団下校の際の安全確保について対策を講じておく。

##### 2 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。

(1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。

(2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。このとき、小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。

(3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市警戒本部と連絡のうえ、対策を

講じる。

- (4) 警戒宣言が発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

#### 登下校中発令時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険個所から離れる。
- ② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
- ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

- (5) 授業（保育）終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止する。

## 第7 自主防災活動

市等が実施する東海地震注意情報発表時から地震発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災会は次のような活動を実施する。

### 1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災会の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災会本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 東海地震注意情報発表時に、事前避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や避難場所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

### 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

#### (1) 自主防災会の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

#### (2) 情報の収集・伝達

ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ テレビ・ラジオで各種情報を入手するように努める。

ウ 実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

#### (3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとる。

#### (4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。



(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

- ア 家具の転倒防止
- イ たんす、食器棚等からの落下等防止
- ウ 出火防止及び防火対策
- エ 備蓄食料・飲料水の確認
- オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える

(6) 避難行動

- ア 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難勧告又は指示を伝達し、事前避難対象地区外の指定避難所へ避難させる。避難状況を確認後、市に報告する。
- イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、市保健師等と連携を図り、自主防災会において避難場所まで搬送する。
- ウ 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、速やかに指定避難所まで避難する。
- エ 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、あらかじめ定める避難地への避難を勧める。

(7) 避難生活

- ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
- イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
- ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡をとり、その確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

- ア ラジオ、テレビ、防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

## 第8 家庭における防災活動

家庭においては、東海地震の関連する情報に応じて、適切な防災活動を実施する。

1 東海地震観測情報が発表された場合

市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて普段と同じような行動をとる。

2 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 地震発生に備え、次のような準備行動を実施する。

- ア 不要不急の旅行、出張の自粛
- イ 自動車の使用を控える。
- ウ 食料・飲料水等の確保
- エ 浴槽等への水の汲み置き
- オ 家族同士の連絡方法の確認
- カ 室内の家具の固定

- キ その他必要な準備行動の実施
- (2) 市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
  - (1) 地震発生に備え、日頃の防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて次のような行動を実施する。
    - ア 危険物施設及び耐震性のない建物からの避難
    - イ 飲料水の貯え、食料・医薬品・懐中電灯・ラジオ等の非常持ち出し品の確認
    - ウ 火元の点検、破損・転倒しやすいものの点検の実施
    - エ 避難地・避難所の確認
    - オ 屋根の修理等の危険な作業を控える。
    - カ 交通規制等が実施されるため、自動車の使用を控える。
    - キ その他必要な防災行動の実施
  - (2) 市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。
  - (3) 要配慮者は、家族と、あるいは自主防災会等の協力によって、指定避難所に避難する。

## 第7節 防災関係機関の講ずる措置

### （各関係機関）

#### 第1 鉄道（東海旅客鉄道(株)身延線東花輪駅）

- 1 東海地震注意情報が発表された場合
  - (1) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施し、滞留旅客の発生防止に努める。
    - ア 不要不急の旅行や出張等の自粛
    - イ 警戒宣言発令後は運転規制等が行われるので、早期帰宅の呼びかけ
  - (2) 本市にある東海旅客鉄道(株)身延線東花輪駅は、警戒宣言発令後の運転規制時における停車駅のひとつであるため、多くの滞留旅客の発生が予想される。そのため、警戒宣言発令時に滞留旅客の発生状況を迅速、的確に把握できるよう、身延線東花輪駅との情報連絡体制を確保する。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
  - (1) 本市で発生した滞留旅客については、身延線東花輪駅と連絡をとり、人数及び状況等の把握に努め、市による支援が必要と判断した場合は、食料、物資、避難場所等の提供を行う。
  - (2) 市は、市の施設、避難場所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。
  - (3) 列車内、駅内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行う。
  - (4) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
  - (5) 強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

関係路線名	停 車 駅
J R 身 延 線	南甲府、国母、常永、東花輪、甲斐上野、市川大門、鰍沢口、甲斐岩間、甲斐常葉、下部温泉、波高島、身延、甲斐大島、内船、十島

(6) 駅施設の旅客及び駅に停車した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として、列車内又は駅舎内に待機させる。児童・生徒については、学校と連絡をとり、対応を協議する。

待機する旅客に対しては、食事の斡旋等を行う。食事の斡旋が不可能となったときには、関係自治体に食事の斡旋の援助を要請する。

なお、斡旋方法や体制等については、あらかじめ関係自治体と協議しておくものとする。

待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、当該市町村の定める避難場所に避難させる。

(7) 病人発生等緊急を要するときは、応急措置を行い、指定救急医療機関に収容する。

(8) 輸送確保の見込み等について、利用者へ広報をする。

(9) その他滞留旅客の保護のため必要な事項は、当該市町村と連携した対策を行う。

## 第2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

1 東京電力パワーグリッド山梨総支社非常災害対策本部を設置する。

2 東海地震注意情報が発せられた場合

(1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

(2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。

(4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。

(5) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

(2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。

(3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

## 第3 通信（東日本電信電話(株)、NTTドコモ）

1 東海地震注意情報が発せられた場合は『情報連絡室』、警戒宣言が発せられた場合は『地震災害警戒本部』を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。

2 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。

また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。

- 3 通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ・ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

#### 第4 ガス（ガス供給機関）

##### 1 東海地震注意情報が発表された場合

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。

##### 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) ガスの供給継続を確保する。
- (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。
- (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (5) 利用者に対し、テレビ・ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

#### 第5 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

##### 1 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。

##### 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。

※注 (1)は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの

- (2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。
- (3) 上記の(1)及び(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。
- (4) 郵便局については、郵便局株式会社や甲府中央郵便局と警戒宣言発令時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議を行い、県内郵便局に対して同措置を講じるよう要請を行うものとする。
- (5) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。
- (6) 手形交換又は不渡処分取扱いは、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置がとられることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。
- (7) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

### 3 発災後

- (1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとる。
- (2) 預貯金の払戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により、払戻しの利便を図る。
- (3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとる。
- (4) 手形交換又は不渡処分取扱いは、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置がとられることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。
- (5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また、保険料の払込みについて適宜猶予期間の延長措置を講じる。
- (6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

## 第6 バス（山梨交通株式会社）

### 1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。
- (2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。
- (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

### 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合

- (1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- (2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

## 第7 病院・診療所

### 1 病院、診療所に対する依頼

市は、病院、診療所に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては、次の基準に従って適切な措置を行うよう、中巨摩医師会を通じて依頼する。

#### (1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受け入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受け入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱をきたさない措置を十分に講ずる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

2 住民への広報

市は、医療機関における外来患者の受け入れは、原則として東海地震注意情報発表時には制限され、また東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは中止になるので、住民に対して外来診療は控えるよう、広報車、市ホームページ等を活用し、また自主防災会を通じて、理解と協力を求めるものとする。

第8 スーパー等

1 スーパー等に対する依頼

市は、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては次の措置を行うよう、中央市商工会を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

イ 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続等の地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

## 2 住民への広報

市は、住民に対して、不要な買い物や買い占めの自粛等、冷静な行動をとるよう、広報車、市ホームページ等を活用し、広報を実施するものとする。

## 第9 県、市社会福祉協議会

- 1 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

# 第8節 交通対策

## (危機管理課、警察署、建設課)

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、市は、交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について防災行政無線、広報車、市ホームページ等により広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との連携体制の強化を図る。

## 第1 交通規制等

### 1 基本方針

#### (1) 東海地震注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

#### (2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

ア 県内での一般車両の走行は、極力抑制する。

イ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

ウ 高速自動車道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、県内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

### 2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、県警察は、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

#### (1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路

#### (2) 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路

#### (3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）

#### (4) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

#### (5) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

#### (6) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

### 3 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施にあたっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施す

る。

- (2) 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

## 第2 運転者のとるべき措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

### 1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

#### (1) 東海地震注意情報発表時

ア 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

#### (2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

### 2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

## 第3 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

## 第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。

## 第5 交通情報及び広報活動

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

### 1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 東海地震注意情報が発表されたときは、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規



制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

## 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

## 第9節 事業所等対策計画

### （各事業所）

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとし、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

なお、市はこれらの情報が発表された場合、各事業所に対して、従業員及び顧客の安全確保、事業所施設の地震防災応急対策の実施等について呼びかけを行うとともに、各事業所の営業状況の把握に努めるものとする。

### 第1 東海地震注意情報が発表された場合

#### 1 施設内の防災体制の確立

- (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- (3) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認

#### 2 顧客、従業員等への対応

- (1) 東海地震注意情報の発表の周知、内容の説明
- (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

### 第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

#### 1 施設内の防災体制の確立

- (1) 原則として、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- (2) 東海地震予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
  - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
  - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
  - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施

## 2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

### 第3 市の措置

市は、平素から、また東海地震の関連情報が発表されたときは、「広報ちゅうおう」、市ホームページ、広報車等を活用して、事業所等に対して次の措置を行うものとする。

#### 1 平常時の措置

市は、南消防署等の協力を得て、事業者等に対して平素から次の地震防災応急対策の実施を推進するよう指導する。

- (1) 施設・設備の安全対策の推進
- (2) 警戒宣言発令時等における行動指針等の防災教育
- (3) 徒歩による帰宅訓練の実施
- (4) 従業員用の食料、飲料水等の備蓄
- (5) 帰宅グッズ（スニーカー、簡易地図等）の準備

#### 2 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表されたときの措置

市は、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表されたときは、必要により次の措置を行うよう、事業者等に対して要請、要望、周知を図る。

##### (1) 要請、要望事項

- ア 施設・設備の転倒防止措置、ガラス飛散防止措置等の適切な安全対策の実施
- イ 早期退社の勧め
- ウ 従業員への道路交通規制状況・公共交通運行状況等の周知
- エ 自家用車による出勤、帰宅等の自粛

##### (2) 周知事項

- ア 避難地・避難所の指定場所
- イ 東日本電信電話(株)が地震発生時に設置する災害用伝言ダイヤルの利用方法

## 第5章 災害復旧・復興対策計画

### 第1節 計画の方針

一般災害編第5章第1節「計画の方針」を準用する。

### 第2節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第5章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。